

令和6年度 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会

日時：令和6年9月20日（金）
15時から16時30分まで
場所：岩手県森林組合会館
大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 部会長の選任について

(2) 部会長職務代理者の指名について

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び鳥獣保護区の変更（区域拡張）
について

(4) 第5次ツキノワグマ管理計画の改定について

4 その他

5 閉 会

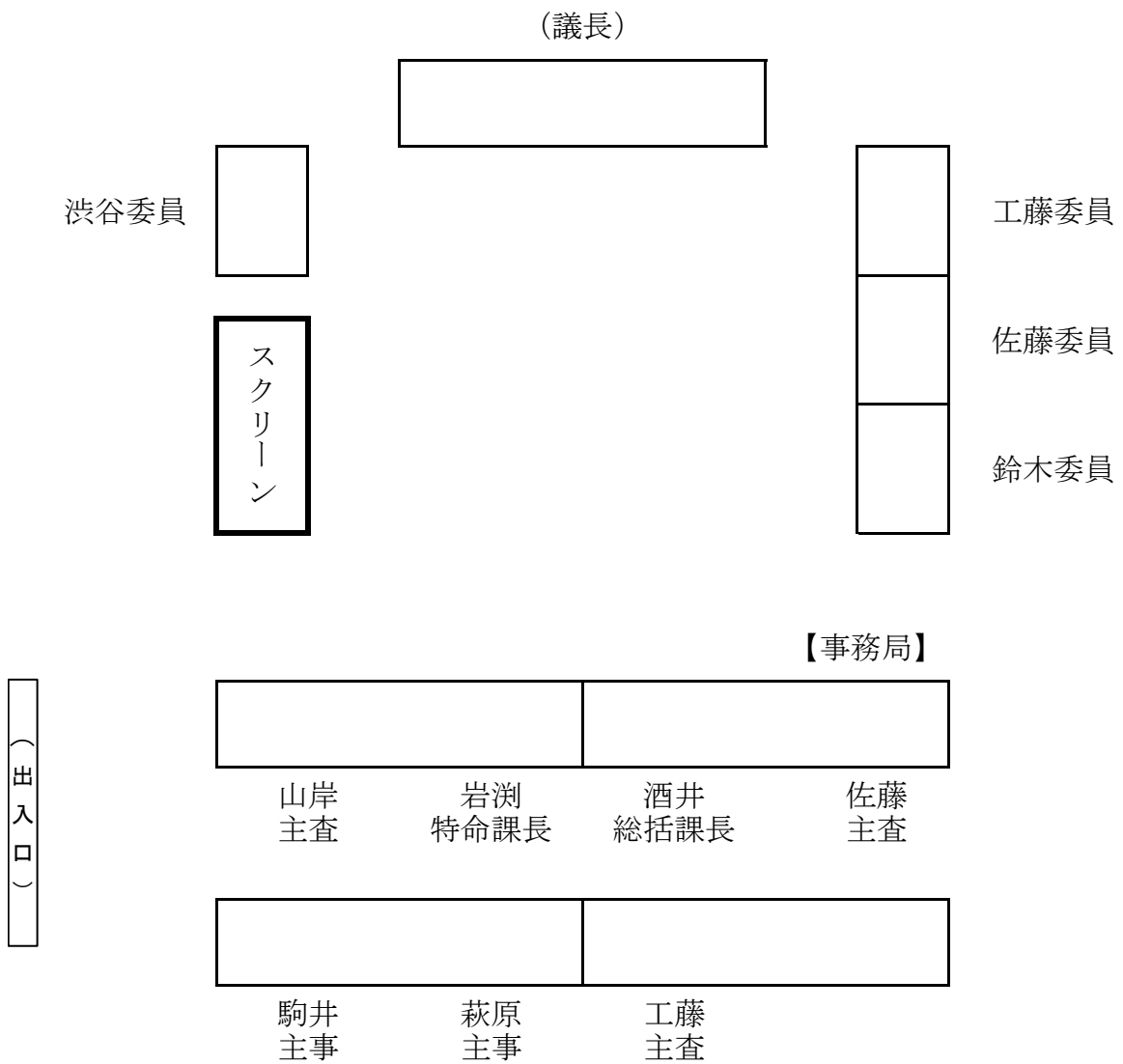
岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(令和6年度)

	氏名	所属及び職	備考
1	工藤 貴子	JA岩手県女性組織協議会 委員	
2	櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	WEB
3	佐藤 美加子	奥州地方森林組合 総務課長	
4	渋谷 晃太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授	
5	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 学芸第二課長補佐	
6	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授	WEB
7	寺長 根実	(公社)岩手県猟友会 専務理事	欠席
8	山内 貴義	岩手大学農学部 准教授	WEB

(五十音順)

令和6年度岩手県環境審議会自然・鳥獣部会 配席図

- 1 日時 令和6年9月20日（金）
午後3時～午後4時30分
- 2 場所 岩手県森林組合会館
大会議室



花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 再指定理由

令和6年10月31日をもって、当該区域の期限が満了するため。

※ 区域に変更なし

2 更新期間

10年(令和6年11月1日から令和16年10月31日まで)

花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区(再指定)計画書

1 名称

花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

花巻市地内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の地域（岩手県花巻市台第2地割57番2号、7号、31号、36号の区域）

3 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

この地域は、本県の代表的温泉観光地である花巻温泉の西側に位置する万寿山西麓一帯の区域であり、植生としてブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く残されており、野生鳥獣の良好な生息環境となっている。周辺は県立自然公園に指定されていることから、観光客等に対し鳥獣保護思想の普及啓発が期待されている地域である。

また、この地域には、オオルリ、アカゲラ等といった樹林帯に生息する鳥類や大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

これらのことから、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図っていくため、鳥獣保護区の中核的な区域を引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・鳥獣の生息環境を現状のまま保全することを基本とする。
- ・特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 17ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	17ha	国有地	—
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	—
その他	—	私有地等	17ha

(2) 他の法令による規制区域

森林法 土砂流出防備保安林 17ha

自然公園法(県立自然公園-特別地域) 17ha

5 指定期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

(1) 当該地域の概況

当該地域は、本県の代表的温泉観光地花巻温泉の西側に位置し、万寿山西麓一帯の区域であり、植生として、ブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く残されている地域である。

(2) 生息している主な鳥獣

ア 鳥類

キセキレイ、ヤマガラ、シジュウカラ、オオルリ、ツバメ、キビタキ、ウグイス、センダイムシクイ、メボソムシクイ、アカショウビン、ジュウイチ、ヤブサメ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤマドリ、キジバト、ヒヨドリ、ツグミ、ウソ など

イ 獣類

リス、ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンカモシカ、イタチ、ツキノワグマ など

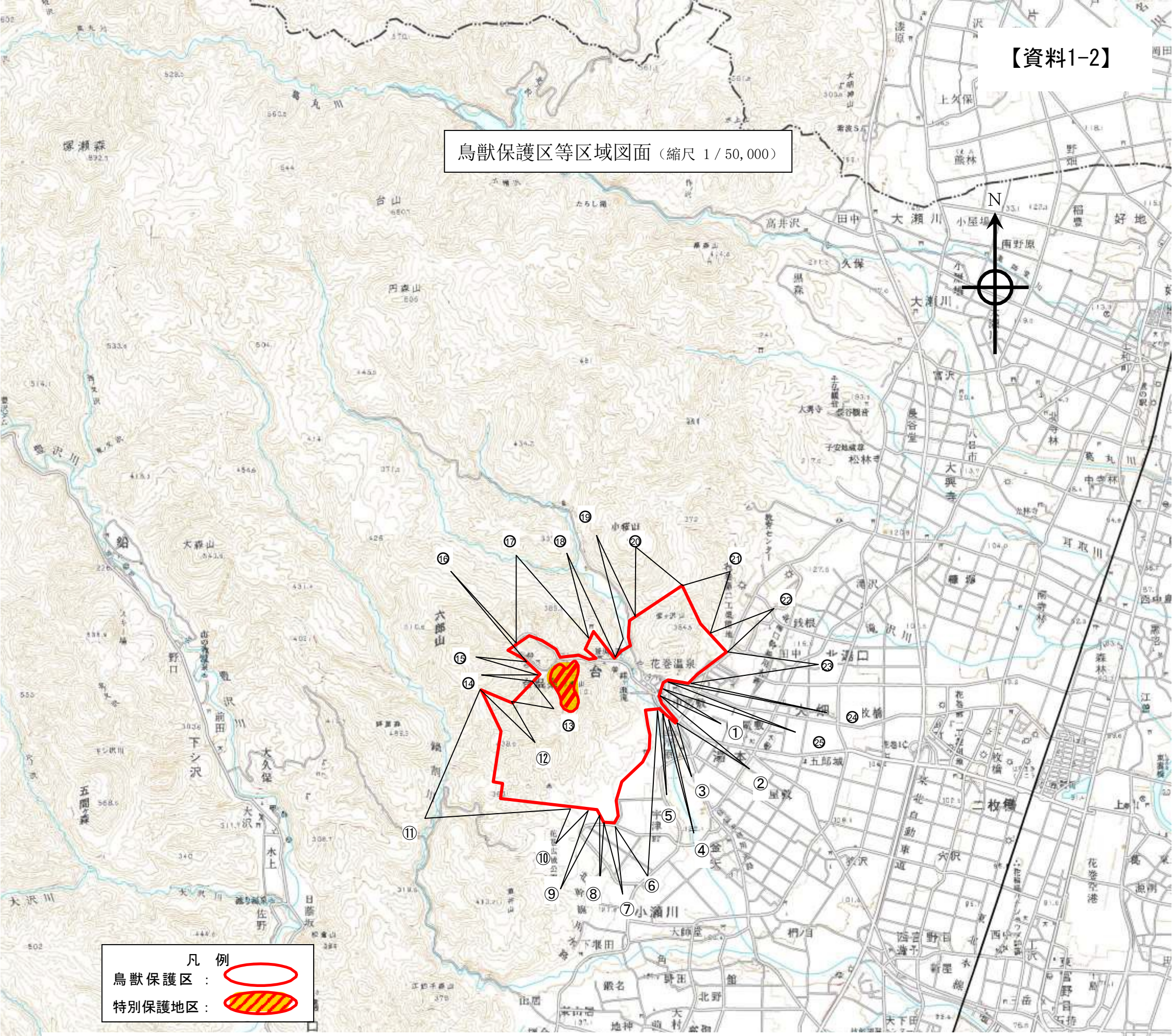
7 当該地域の農林作物の被害状況

特になし

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

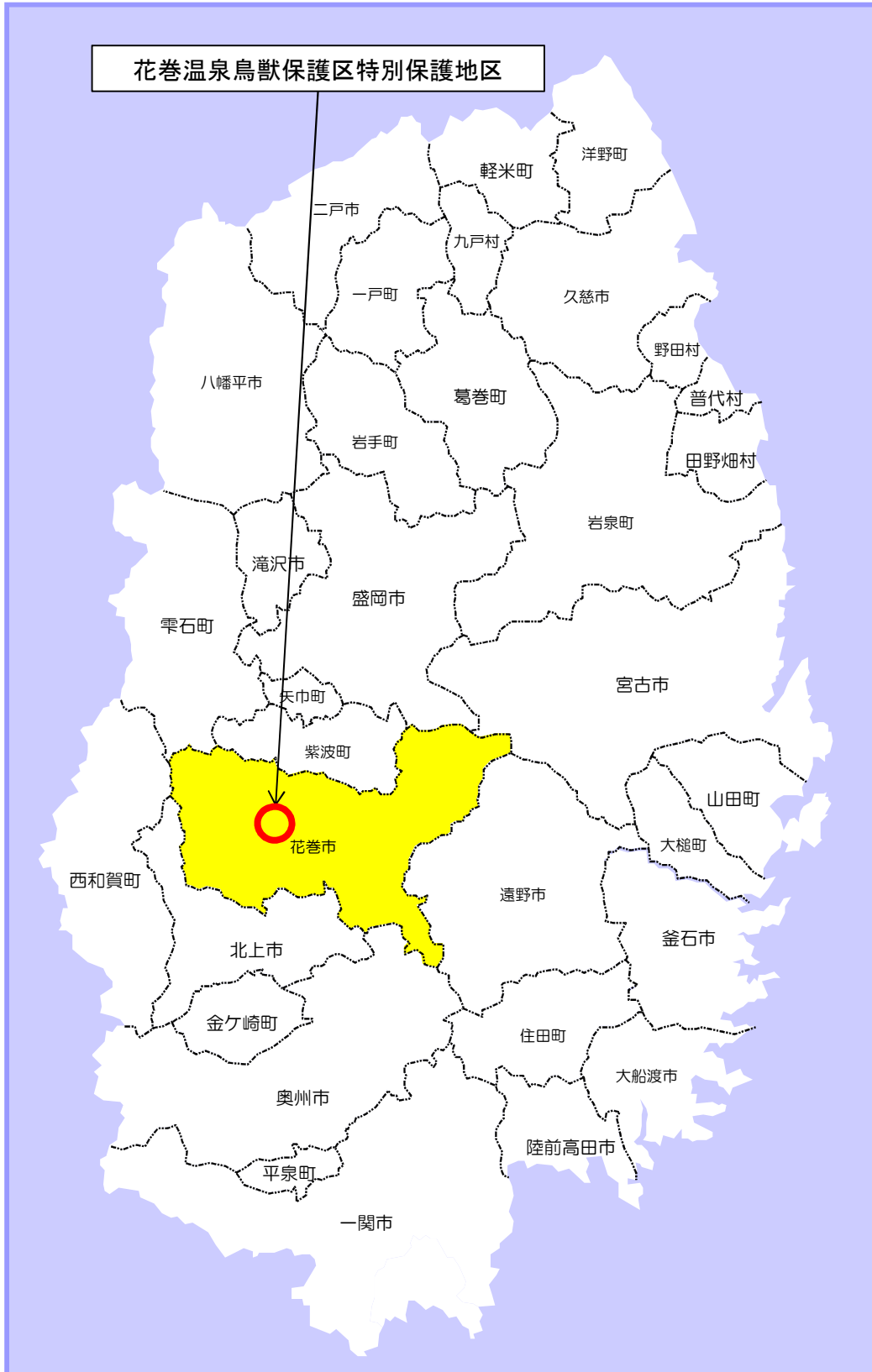
鳥獣保護区等区域図面（縮尺 1 / 50,000）



凡例
 鳥獣保護区： 
 特別保護地区： 

名称	花巻温泉鳥獣保護区		面積	440 ha		
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで					
境界	1	主要地方道花巻平泉線	11	民有林 57 林班、同 56 林班、同 55 林班と民有林 44 林班、同 45 林班、同 54 林班との境界	21	堂ヶ沢裏山に通じる山道
	2	一般県道花巻温泉郷線	12	岩手南部森林管理署国有林 582 林班と民有林 55 林班の境界	22	市道田中西 5 号線
	3	市道台・上組 1 号線	13	サイカチ沢	23	市道大畑・糠塚線
	4	市道上川原・花巻温泉線	14	市道台温泉線に通じる山道	24	市道二枚橋・花巻温泉線
	5	北湯口幹線用水路	15	市道台温泉線	25	市道花巻温泉 1 号線
	6	北幹線水路	16	市道台線	26	
	7	市道金矢・広域公園線	17	岩手南部森林管理署国有林 583 林班と民有林 59 林班、同 55 林班との境界	27	
	8	市道宇津野北 3 号線	18	岩手南部森林管理署国有林 584 林班と民有林 59 林班との境界	28	
	9	市道宇津野西線	19	台川左岸	29	
	10	六郎山に通じる道路	20	岩手南部森林管理署国有林 589 林班ろ小班とい 2 小班的境界	30	
区域	花巻市内の主要地方道花巻平泉線と市道花巻温泉 1 号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を西に進み一般県道花巻温泉郷線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道台・上組 1 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上川原・花巻温泉線との交点に至り、同市道を北に進み北湯口幹線用水路との交点に至り、同用水路を北西に進み北幹線水路との交点に至り、同水路を南西に進みさらに南に進み市道金矢・広域公園線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道宇津野北 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道宇津野西線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに西に進み六郎山に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を西に進みさらに北西に進み民有林 57 林班と 56 林班の境界との交点に至り、同点から民有林 56 林班および同 55 林班と民有林 44 林班、同 45 林班及び同 54 林班の境界を北に進みさらに西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署 582 林班の境界との交点に至り、同点から同国有林と民有林 55 林班の境界を南東に進みサイカチ沢との交点に至り、同点から同沢を東に進みさらに北東に進み市道台温泉線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道台温泉線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道台線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署 583 林班と民有林 59 林班との交点に至り、同点から同国有林と民有林 59 林班及び同 55 林班の境界を東に進みさらに北西に進みさらに北東に進み国有林岩手南部森林管理署 584 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み台川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み国有林岩手南部森林管理署 589 林班ろ小班とい 2 小班的境界との交点に至り、同点より同境界を北東に進み堂ヶ沢裏山に通じる山道に至り、同点から同山道を南東に進み市道田中西 5 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大畑・糠塚線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道二枚橋・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を西に進み、市道花巻温泉 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域					
名称	花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区		面積	17 ha		
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで					
区域	花巻市内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の区域（岩手県花巻市台第2地割57番2号、7号、31号、36号の区域）					

令和6年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



大槌町赤浜鳥獣保護区の指定(区域拡大)について

1 拡大理由

令和6年10月31日をもって当該区域の期限が満了することに伴い、現地を確認したところ、従来の鳥獣保護区の境界となっていた海岸線及び道路が、東日本大震災津波の復興事業の進捗に合わせて形状の変化が確認されたもの。復興事業の完了に伴い、形状を精査したところ区域が安定したため、当該増加分について、区域を拡大したもの。

※ 保護対象の拡大に向けた区域拡大ではないこと。

2 更新期間

10年(令和6年11月1日から令和16年10月31日まで)

大槌町赤浜鳥獣保護区指定(区域拡大)計画書

1 名称

大槌町赤浜鳥獣保護区

2 区域

上閉伊郡大槌町地内の国道 45 号線と県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み町道吉里吉里旧国道線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道吉里吉里海岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み船越湾へ続く私道との交点に至り、同点から北東に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み県道大槌小釜線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み赤浜を經由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

この地域は、一部が三陸復興国立公園に指定されており、自然とのふれあいの場としての効果が期待されている。

また、この地域には、ヤマガラ、トビ、カシラダカなどの鳥類を中心とした鳥獣が多く生息しており、鳥獣の良好な生息地となっている。

このことから、指定期間を更新し、引き続き鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的な鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 522 ha (+42ha)

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	466ha (+38ha)	国有地	-
農耕地	-	県有地	-
水面	-	市町村有地	65ha (+5ha)
その他	56ha (+4ha)	私有地等	457ha (+37ha)

(2) 他の法令による規制区域

自然公園法(特別地域) 112ha

森林法 保安林 63 ha

5 指定期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで (10 年間)

6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

(1) 当該地域の概況

当該地域は、大槌湾と船越湾に面した海岸地域であり、アカマツ群落が形成されている。一部は国立公園に指定されており、観光客等に対し鳥獣保護思想の普及啓発が期待される地域である。

(2) 生息している主な鳥獣

ア 鳥類

ヤマガラ、トビ、カシラダカ、シジュウカラ、ヒガラ、ホオジロ、ヤマドリ、キジ、カケスなど

イ 獣類

キツネ、タヌキ、ノウサギ、ニホンジカなど

7 当該地域の農林作物の被害状況

特になし

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

9 区域の変更（区域拡大）の理由

従来の鳥獣保護区の境界となっていた海岸線及び道路が、東日本大震災津波の復興事業の進捗に合わせて形状を変えてきたところである。復興事業の完了に伴い形状が安定したため、区域を拡大するものである。

事前調査時点



鳥獣保護区等区域図面 (縮尺1/50,000)

凡例
鳥獣保護区:

名称	大槌町赤浜鳥獣保護区		面積	480 ha
期間	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで			
境界	1	国道45号線	5	大槌川左岸
	2	船越湾に至る作業道	6	県道大槌小槌線
	3	船越湾海岸線	7	県道吉里吉里釜石線
	4	大槌湾海岸線	8	
区域	上閉伊郡大槌町地内の国道45号線と一般県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み船越湾へ続く作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み一般県道大槌小槌線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

精査後



鳥獣保護区等区域図面 (縮尺1/50,000)

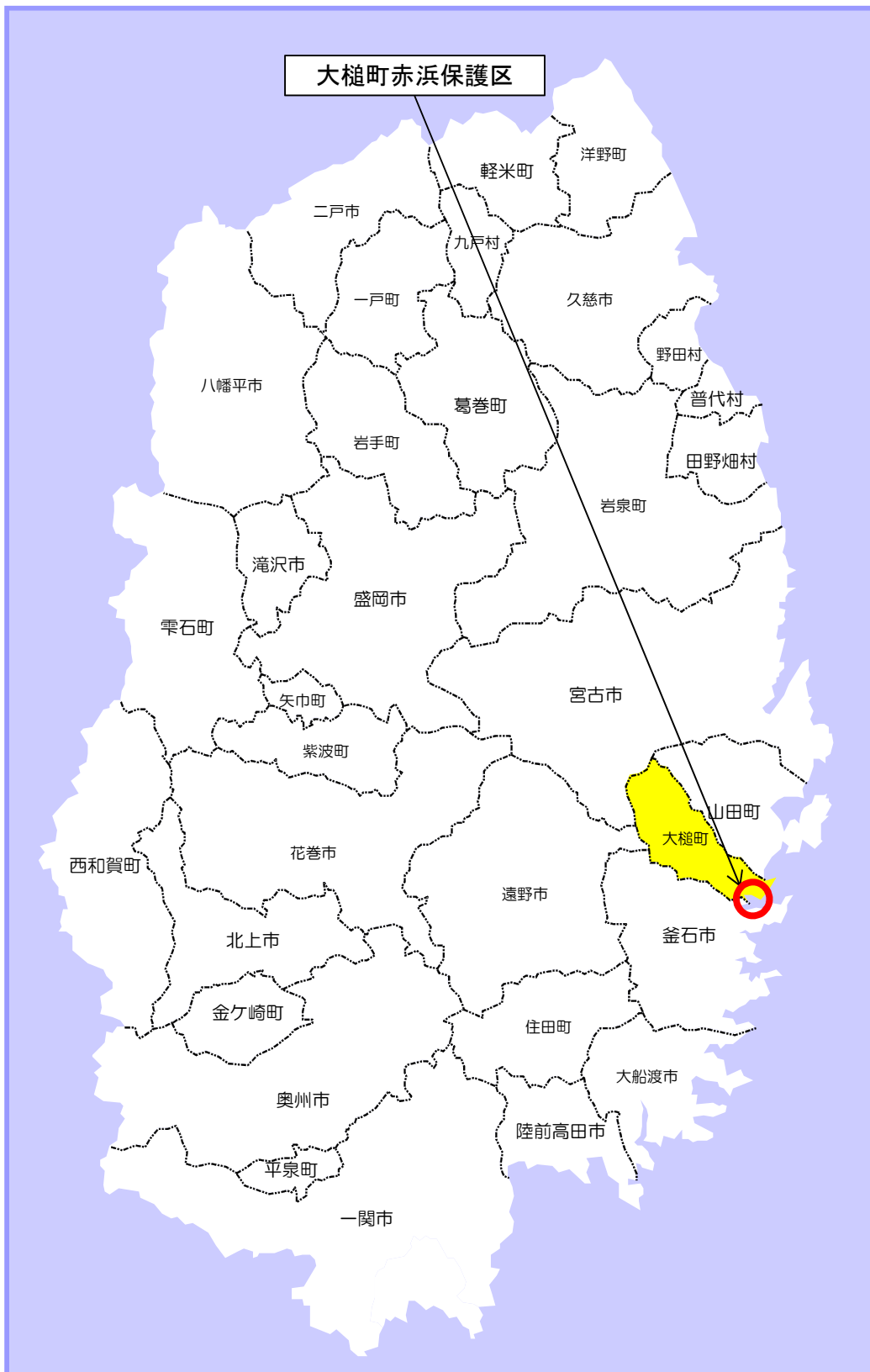
【資料2-2】


凡例
鳥獣保護区:

「単色地図」(国土地理院)をもとに大槌町作成

名称	大槌町赤浜鳥獣保護区		面積	522 ha
期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで			
境界	1	国道45号線	6	大槌湾海岸線
	2	町道吉里吉里旧国道線	7	大槌川左岸
	3	町道吉里吉里海岸線	8	県道大槌小槌線
	4	船越湾に至る私道	9	県道吉里吉里釜石線(一部区間赤浜を経由)
	5	船越湾海岸線		
区域	上閉伊郡大槌町地内の国道45号線と一般県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から同国道を北東に進み町道吉里吉里旧国道線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道吉里吉里海岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み船越湾へ続く私道との交点に至り、同点から北東に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に戻り、同点から同川左岸を上流に進み一般県道大槌小槌線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

令和6年度再指定鳥獣保護区位置図



 : 該当市町村

第5次ツキノワグマ管理計画の改定について

第5次ツキノワグマ管理計画の改定について、パブリックコメント等を行い、以下のとおり対応することとし、改定案を取りまとめましたので、協議します。

1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき県において策定している第5次ツキノワグマ管理計画について、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業により、クマを捕獲する場合には、あらかじめ鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施に関する事項を定める必要があることから、改定案について諮問されたもの。

2 第5次ツキノワグマ管理計画（改定案）について（資料3-1、3-2）

(1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

(2) 改定案の概要

項目	目的
「指定管理鳥獣捕獲等事業の推進」を追加	ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大により、市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、個体数管理のための捕獲等を実施し、その被害の軽減を図るもの。

3 パブリックコメント等の結果（資料3-3、3-4）

(1) パブリックコメント

ア 実施期間 令和6年9月5日～令和6年9月18日

イ 意見提出人数 1名

ウ 意見件数 1件

エ 反映状況

区分	意見(件)
A(全部反映)	0
B(一部反映)	0
C(趣旨同一)	0
D(参考)	1
E(対応困難)	0
F(その他)	0
計	1

(2) 市町村に対する法定協議：賛成17市町村(うち意見あり3市町村)、意見なし16市町村

(3) 隣県に対する法定協議：賛成4県

(4) 関係機関等に対する意見照会

関係機関、ツキノワグマ管理検討協議会構成員に対して意見照会を実施(意見2件)

4 今後のスケジュール

年度	時期	主な手続き等
R 6	9月下旬	岩手県環境審議会自然・鳥獣部会（答申策定）
	10月	・ 県議会常任委員会への報告 ・ 決裁 ・ 国への報告

【参考：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）】

（第二種特定鳥獣管理計画）

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第二種特定鳥獣の種類

二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間

三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標

五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項

六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 3,700頭
(北上高地 2,000頭、北奥羽 1,700頭)

◇被害状況

- 1 農業被害（飼料作物、果樹等）
4,806万円（R2）
- 2 人身被害 29名（R2）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

- 1 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- 2 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域個体群の区分
個体群を2つに区分し生息数を調査
 - (1) 北上山地地域個体群
 - (2) 北奥羽地域個体群
- 2 個体数管理
 - (1) 捕獲数の管理
 - (2) 県による捕獲許可の方針
 - (3) 狩猟期間の延長
 - (4) 春季捕獲
 - (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
 - (6) 放獣
- 3 生息環境管理
 - (1) ツキノワグマの生息域における環境管理
 - (2) 緩衝域及び人の生活域における環境管理
- 4 被害防除対策
 - (1) 人身被害防除
 - (2) 農林業被害の防除
 - (3) 注意報の発表等による注意喚起

5 モニタリング

- (1) 短期的モニタリング
 - ア 生息状況調査
 - イ 被害状況調査
- (2) 中長期的モニタリング
大規模ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、管理検討協議会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 隣接県との調整
青森県及び秋田県との整合性のとれた管理に向けた協議
- 4 NPO等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

〈今回追加する主な項目〉

指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

第5次ツキノワグマ管理計画 (案)

令和4年3月

(令和6年10月一部改定)

岩 手 県

目 次

1		
2	1 計画策定の目的及び背景	1
3	(1) 計画策定の目的	1
4	(2) 計画策定の背景	1
5	2 管理すべき鳥獣の種類	2
6	3 計画の期間等	2
7	(1) 計画期間	2
8	(2) 計画の見直し	2
9	4 対象地域	2
10	5 ツキノワグマに関する現状	2
11	(1) 生息環境	2
12	(2) 地域個体群の区分	3
13	(3) 生息動向	3
14	(4) 捕獲状況	7
15	(5) 人身被害の状況	10
16	(6) 農林業被害の状況	14
17	(7) 被害防除の取組状況	14
18	(8) モニタリング調査	15
19	(9) 春季捕獲	16
20	(10) その他の取組状況	17
21	6 管理の目標	18
22	(1) 基本目標	18
23	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	18
24	7 管理の実施	18
25	(1) 個体数管理	18
26	(2) 生息環境管理	22
27	(3) 被害防除対策	24
28	(4) モニタリング調査	27
29	8 管理のために必要な事項	28
30	(1) 各機関・団体等の果たす役割	28
31	(2) 人材の確保育成	30
32	(3) 他県との調整	30
33	(4) NPO等との連携	30
34	(5) 情報共有と普及啓発	30
35	(6) 錯誤捕獲の防止等	30
36	(7) 毛皮等の流通管理	31
37		
38		

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、もって人とツキノワグマの共存関係を構築すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

ア 背景

ツキノワグマは、西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは地域的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国等 5 つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書 I に掲載され、取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

このような状況のなかで、本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

本県においては、昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成 2 年 4 月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期の間に絶滅するおそれはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化するおそれがある。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

イ 計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年 3 月に「ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 15～18 年度）（以下、1 次計画）を策定、平成 19 年 3 月には「第 2 次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年～24 年度）（以下、2

1 次計画)を策定、さらに平成25年3月には「第3次ツキノワグマ保護管理計画」(計画期間：
2 平成25～28年度)を策定した。

3 なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第
4 46号)の施行に合わせて計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第3次ツ
5 キノワグマ管理計画(以下「3次計画」という。)とした。平成29年3月には「第4次ツキ
6 ノワグマ管理計画」(計画期間：平成29年度～令和3年度)(以下「4次計画」という。)
7 を策定した。

8 1次計画においては、本県における第1期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理
9 対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する
10 注意報」の発表を実施、2次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見
11 直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、3次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の
12 見直しを実施、4次計画においては、推定生息数の見直しや狩猟期間の延長を実施したが、依
13 然としてツキノワグマによる人身被害や農業被害が続いている状況にある。

14 以上から、適切な保護・管理の一層の推進を図るため、「第5次ツキノワグマ管理計画」を
15 策定する。

16 17 2 管理すべき鳥獣の種類

18 本県に生息する野生のツキノワグマ(*Ursus thibetanus*)とする。

19 20 3 計画の期間等

21 (1) 計画期間

22 令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

23 24 (2) 計画の見直し

25 計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応
26 じて計画の見直しを行うこととする。

27 28 4 対象地域

29 県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区(日出島、三貫島)の地域を除く。

30 なお、北奥羽地域個体群については青森県及び秋田県にまたがるものであることから、相互の情
31 報共有を継続し、将来的には両県と連携し広域的に管理を進めていくことも検討する。

32 33 5 ツキノワグマに関する現状

34 (1) 生息環境

35 ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラ等の広葉樹林である。本県における民有林(県
36 有林・市町村有林含む)の広葉樹面積は、昭和50年度には約449千haであったのに対し、平
37 成25年度は約373千haと減少したが、平成30年度には約384千haと近年は微増の傾向にあ
38 る。

1 国有林の広葉樹面積は平成 13～28 年まで約 178 千 ha とほとんど変化していない¹。また、
 2 奥羽山脈及び北上山地においては、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森
 3 林について、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」がそれ
 4 ぞれ設定されている。

5 また、国では木材自給率 50 %以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予
 6 想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ類堅果の
 7 減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

8 一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人
 9 の入り込みの減少や利用されなくなったこと等により奥山化し、ツキノワグマの良好な生息域
 10 となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地の面積も平成 17
 11 年の 12,574ha から平成 22 年は 13,933ha、平成 27 年には 17,428ha と拡大傾向にあり²、人と
 12 ツキノワグマの棲み分けがなされにくい状況となっており、中山間地の人口減少や高齢化に伴
 13 い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

14
 15 (2) 地域個体群の区分

16 環境省の提案する地域個体群の
 17 区分によれば、本県のツキノワグマ
 18 地域個体群は北上山地地域個体群
 19 と北奥羽地域個体群の 2 つに区分
 20 される。

21 本計画では、ツキノワグマにとっ
 22 て大きな移動障害になっていると
 23 考えられる馬淵川（平糠川）及び北
 24 上川をもって地域個体群の境界と
 25 し、以東を北上山地地域個体群、以
 26 西を北奥羽地域個体群と区分する
 27 (図 1)。



28
 29 図 1 地域個体群の区分

30 (3) 生息動向

31 ア 調査方法

生息動向に係る調査を下記により行った。

	2 次計画 (H19. 4～H25. 3)	3 次計画 (H25. 4～H29. 3)	4 次計画 (H29. 4～R4. 3)
調査	任意メッシュ	20 万分の 1 メッシュ	20 万分の 1 メッシュ
区画	※都市部等を除いた県域に	※岩手県鳥獣保護区等位置	※岩手県鳥獣保護区等位置
単位	ついて、稜線や沢筋等によ	図と同じ。都市部等を含む。	図と同じ。都市部等を含む。

¹ 出典：森林管理局統計

² 出典：「農林業センサス（岩手県）」

	り区分したもの 1区画面積：約600ha 総区画数：1,902区画 調査対象区画数：1,902区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画	1区画面積：約2,484ha 総区画数：770区画 調査対象区画数：409区画
調査方法 (実施時期)	(a) 生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 生息頭数調査(H18.4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認	(a) 生息分布調査(H22) 対象：全県 内容：H18.4～H22.3の捕獲位置、目撃位置及び聞き取り情報等の集積 (b) 観察調査(H22) 対象：(c)①実施区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c) 生息頭数調査(H21～H28) ① H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約15%(62区画)における大規模ヘア・トラップ*による個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H21 北上山地(北部)：H22 北上山地(南部)：H24 ② H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査	(a) 生息頭数調査(H29～R3) ① H30～R2 対象：全県 内容：全県総区画(770区画)における調査可能区画(409区画)の約12%(50区画)における大規模ヘア・トラップによる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H30 北上山地(南部)：R1 北上山地(北部)：R2 ② H29～R3 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘア・トラップによる生息密度調査
個体数推計方法	上記(a)(b)結果及びH16年度内に県内の一部地域で実施したヘア・トラップ調査をもとにした統計処理	上記(c)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘア・トラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション

1

※ ヘア・トラップ調査について

有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間でトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、1トラップ当たり3~4回の体毛の回収を行う。

シミュレーションは空間明示型再捕獲モデルを用いる。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行う。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化等も考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。

詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」 (<http://www.bear-project.org/>) を参照。

2

3

イ 生息分布

4

生息分布調査および観察調査による県内のツキノワグマの生息域は515区画となった。2次計画における調査とは使用区画単位が異なるため単純な比較はできないが、県北等の一部地域を除いて奥山から中山間地、里山への拡大の傾向がある。また、都市部等に近い場所にも出没地域が広がっており、人の生活域近くの山にもツキノワグマが生息する状況となりつつある(図2)。

8

9

10

地域個体群別の生息分布(3次計画)

2,484ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	474	342	(72.2)	132	(27.8)
北奥羽	257	173	(67.3)	84	(32.7)
計	731	515	(70.5)	216	(29.5)

11

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合(%)である。

12

2次計画 メッシュ換算値 ※5.4km×4.6km=24.84km²/区画=2,484ha/区画

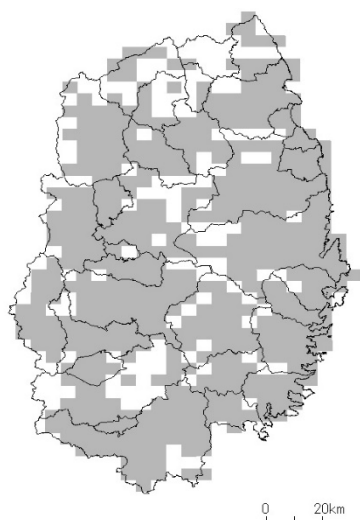
13

地域個体群別の生息分布(2次計画)

600ha/区画	総区画数	生息域		非生息域	
北上山地	1,329	1,081	(81.3)	248	(18.4)
北奥羽	573	436	(76.1)	137	(23.9)
計	1,902	1,517	(79.8)	385	(20.2)

14

注) 括弧内の数字は、総区画数に占める割合(%)である。



平成22年に実施した生息分布調査及び観察調査の結果を20万分の1メッシュ図に示した。着色のメッシュで生息が確認された。

図2 生息分布図

2

3

ウ 推定個体数

4

平成30年度から3か年かけて行った大規模ヘア・トラップ調査の結果、令和2年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおよそ3,700頭と推計された。

5

6

4次計画開始時の推定生息数はおよそ3,400頭であり、約300頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

7

8

なお、2次計画における推定個体数は、およそ1,720頭(1,343～2,097頭)と推計されていたが、3次計画及び4次計画における個体数は、2次計画よりも精度の高い調査手法により推定されている。

10

11

しかし、野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと(非定常性)、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率等を正確に把握することは極めて困難であること(不確実性)等も考慮に入れる必要がある。

12

13

また、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にもまたがる個体群であるが、上記数値は岩手県内における個体数のみを記載している。

14

15

16

エ 地域別の推定個体数

17

(ア) 北上山地地域個体群

18

県内個体数は、およそ2,000頭(北上山地北部：中央値996頭、95%信頼区間629頭～1,589頭)(北上山地南部：中央値966頭、95%信頼区間646頭～1,439頭)と推定され、地域個体群の長期にわたる安定的な維持が図られる個体数と考えられるが、北上山地地域個体群ではアルビノ(白化)個体の出現が高い頻度で観察されており、地理的に他の個体群と分断された位置にあることから、遺伝的な多様性の低下が生じている可能性も否定できない。

21

22

23

(イ) 北奥羽地域個体群

24

県内個体数は、およそ1,700頭(中央値1,722頭、95%信頼区間：1,308頭～2,272頭)

25

26

と推定される。

(4) 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、1次計画が施行された平成15年度から令和2年度までの捕獲数を整理した(表1)。

なお、交通事故等による死亡数は除外した。

表1 年度別捕獲数

捕獲区分	個体群名	性別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	
春季	北上山地	雄												7	9	6	13	5	8	7	14	69
		雌												4	7	4	4	5	3	5	5	37
		不明												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計												11	16	10	17	10	11	12	19	106
有害	北上山地	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	54	125	106	110	155	169	1,417	
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	24	52	44	54	48	90	597	
		不明	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	10	2	3	2	3	2	2	9	40	
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	81	179	153	166	205	268	2,054	
	北奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	16	103	72	53	93	122	964	
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	13	44	38	17	39	47	432	
		不明	3	0	0	17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	2	4	7	15	3	131	
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	33	149	114	77	147	172	1,527	
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	70	228	178	163	248	291	2,381	
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	37	96	82	71	87	137	1,029	
		不明	3	0	0	19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	4	7	9	17	12	171	
	小計	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	3,581		
	狩猟	北上山地	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	36	19	24	14	24	27	25	35	20	45	494
雌			13	9	18	13	23	19	20	11	15	22	14	11	11	9	17	27	20	40	312	
不明			17	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4	3	1	0	5	0	6	1	42	
計			63	29	51	30	67	48	53	30	51	43	42	28	36	36	47	62	46	86	848	
北奥羽		雄	12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	16	14	12	4	7	9	5	3	173	
		雌	6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	6	3	9	6	6	9	8	7	116	
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	9	
		計	19	8	24	8	17	22	13	22	15	18	24	18	22	10	14	18	16	10	298	
計		雄	45	24	48	18	54	46	37	36	44	31	40	28	36	31	32	44	25	48	667	
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	22	28	20	14	20	15	23	36	28	47	428	
		不明	18	0	0	2	1	0	0	0	0	2	6	4	2	0	6	0	9	1	51	
小計		82	37	75	38	84	70	66	52	66	61	66	46	58	46	61	80	62	96	1,146		
全体		北上山地	雄	76	37	59	79	79	70	95	74	68	117	134	144	84	165	136	153	182	228	1,980
	雌		31	31	34	52	40	31	47	32	24	51	47	64	39	65	66	84	73	135	946	
	不明		17	0	0	4	1	0	4	1	0	2	14	5	4	2	8	2	8	10	82	
	計		124	68	93	135	120	101	146	107	92	170	195	213	127	232	210	239	263	373	3,008	
	北奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	59	98	28	107	79	62	98	125	1,137	
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	19	43	22	50	44	26	47	54	548	
		不明	4	0	0	17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	2	5	7	18	3	140	
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	83	163	55	159	128	95	163	182	1,825	
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	117	219	193	242	112	272	215	215	280	353	3,117	
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	41	107	66	107	61	115	110	110	120	189	1,494	
		不明	21	0	0	21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	4	13	9	26	13	222	
	総計	168	108	128	279	170	158	210	213	169	350	278	376	182	391	338	334	426	555	4,833		

1 ア 年間捕獲数

2 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間に於いて、年間平均で約 269 頭（雄 173 頭、雌 83
3 頭、不明 12 頭）となり、全ての年度に於いて雄が雌の捕獲数を上回っている。

4 個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 161 頭、北奥羽地域個体群は年間平均
5 101 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 24 年度には北奥羽で捕獲数が増加し、
6 逆転している。

7 また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、捕獲数はほぼ 5 年を周期とするクマの
8 大量出沒と同調する傾向に於いたが、近年はほぼ 1 年おきに大量出沒が起きておりその年は捕
9 獲数が増加している（図 3、4）。

10
11 イ 有害捕獲数

12 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間に於いて、有害捕獲は年間平均約 199 頭となっ
13 ている。

14 個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 114 頭、北奥羽地域個体群は年間 85 頭
15 となり北上山地が上回るが、大量出沒のあった平成 18 年度、平成 22 年度、平成 23 年度及び
16 平成 24 年度には北奥羽が逆転している。

17 平成 28 年度から令和 2 年度までの月別でみると、有害捕獲数は 8 月が平均 109 頭と最も多
18 く、次いで 9 月が平均 64 頭となっている（図 5）。平成 15 年～23 年までのデータではツキ
19 ノワグマの被害が出始める 5 月～7 月と狩猟期前の 10 月～11 月は平均 5 頭前後だったもの
20 が、平成 28 年～令和 2 年までのデータでは 5～7 月の平均が 42 頭と、有害捕獲が早い時期か
21 ら行われる傾向があることから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。

22 また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、有害捕獲数の最少年は平成 7 年度の 14
23 頭であり、最多年は令和 2 年度の 440 頭となっているが、有害捕獲数は年間捕獲数と同調して
24 変動する傾向にある。さらに、平成 12 年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向に於いたが、平
25 成 13 年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出沒年
26 でその傾向が顕著である。

27
28 ウ 狩猟捕獲数

29 平成 15 年度から令和 2 年度までの 18 年間に於いて、狩猟捕獲は年間平均約 64 頭となっ
30 ている。平成 30 年度にツキノワグマの狩猟期間を延長して以降、年間平均は約 79 頭となっ
31 ており、狩猟による捕獲数の増加が認められる。

32 個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 47 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 17
33 頭となり、北上山地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

34 狩猟捕獲数は、年間捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。

35 平成 12 年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成 13 年度の大量出
36 沒による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成 17 年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を
37 上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、1 次計画が策定された
38 平成 15 年度以降、捕獲上限数を設定し、平成 15 年度～平成 24 年度まで必要に応じ狩猟自粛
39 要請を実施したことのほか、捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わな

1 くなった平成 25 年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少
 2 や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等の影響もあるものと思われる。一方で総捕獲数は増加
 3 傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると言える。

4
 5 エ 春季捕獲数

6 平成 25 年度から再開した春季捕獲については、八幡平市及び西和賀町の 2 市町で実施され、
 7 捕獲数は年間平均 13.3 頭となっている。

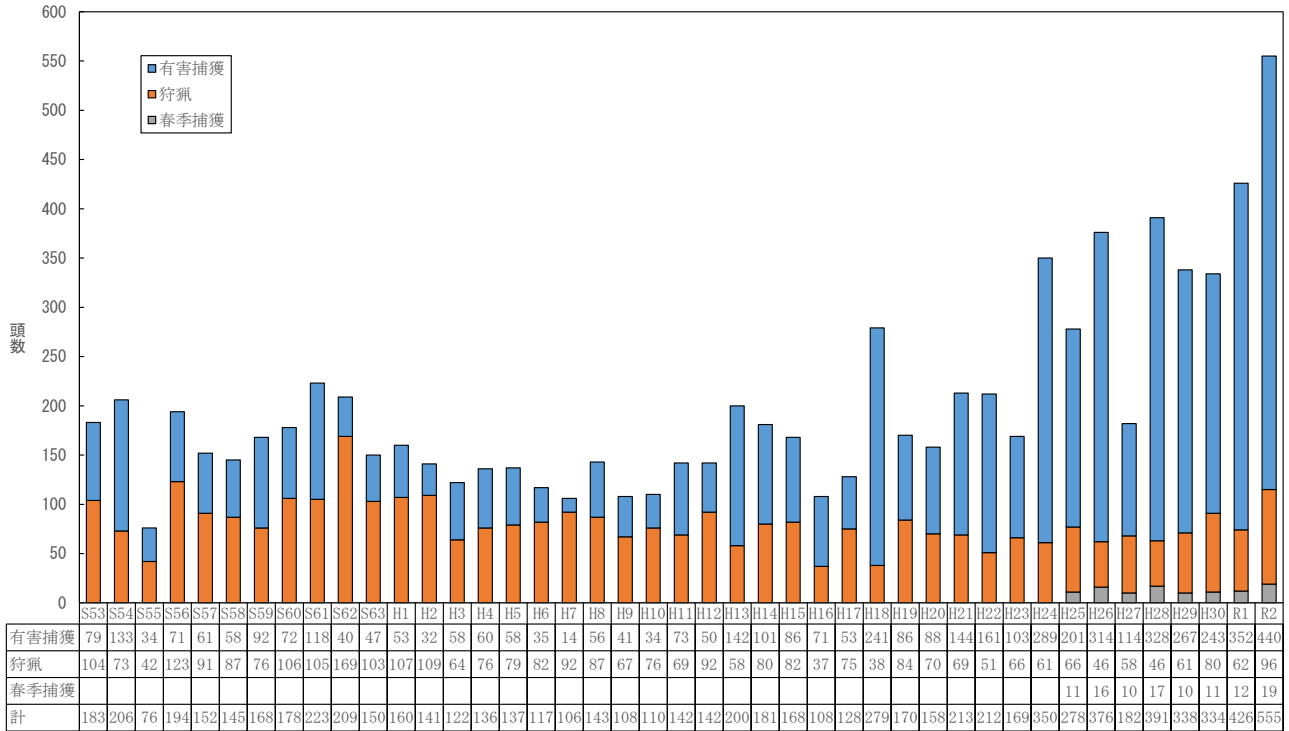
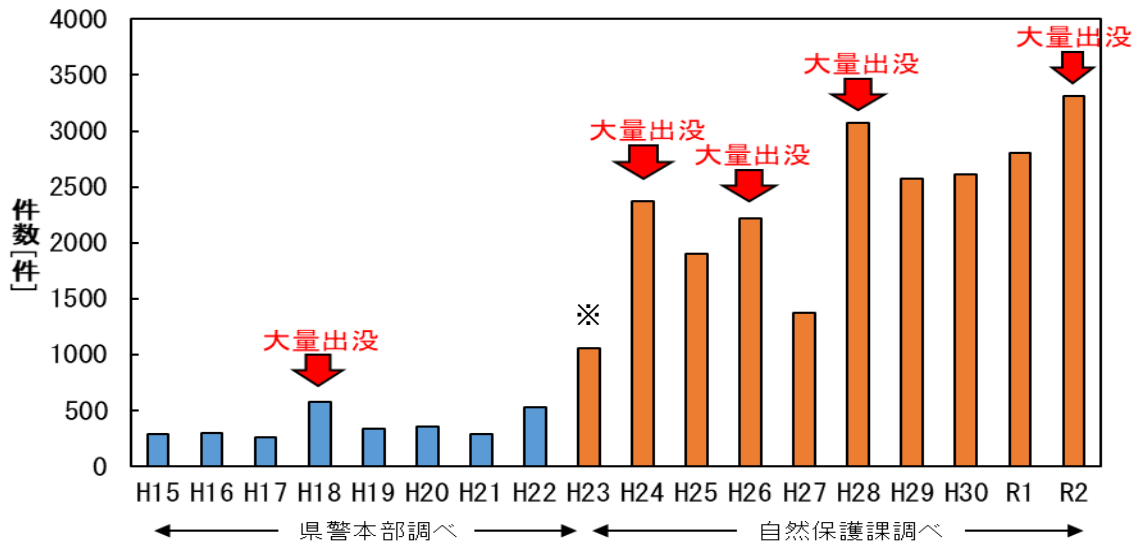


図 3 狩猟・春季捕獲・有害捕獲による年度別捕獲数



※平成 23 年 7 月分から調査方法を変更。
 ○平成 23 年 6 月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）
 ○平成 23 年 7 月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

図 4 年度別出沒件数

1

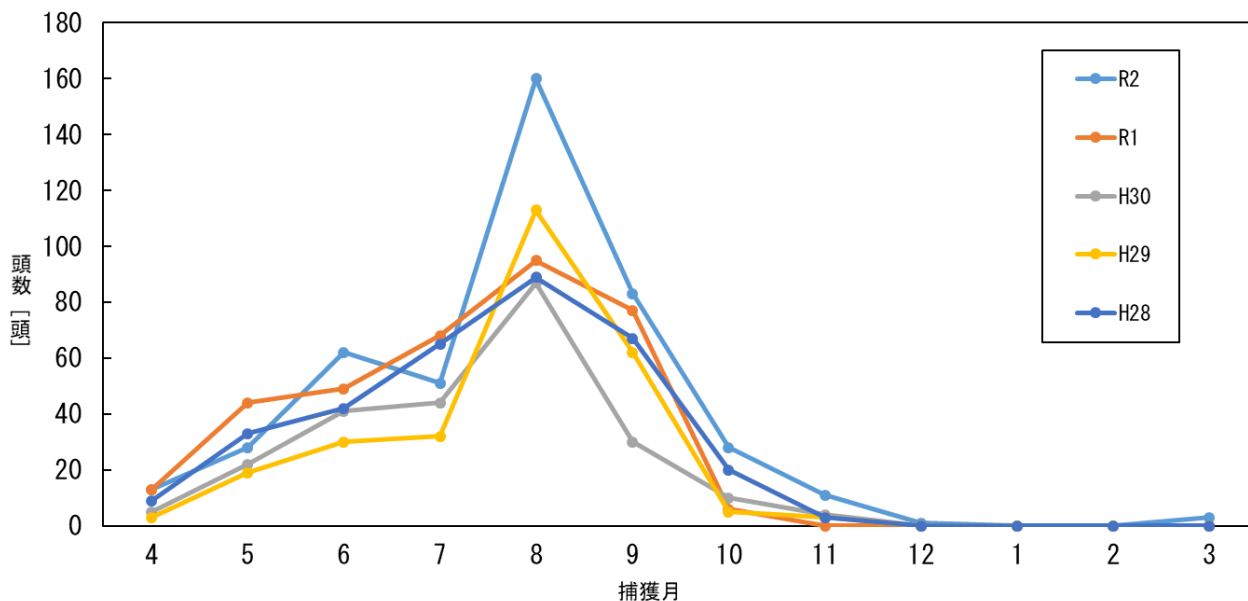


図 5 月別有害捕獲数

2

3 (5) 人身被害の状況

4 本県におけるツキノワグマによる人身被害について、記録が残っている平成5年度から令和
5 2年度までの28年間の発生状況を集計及び分析した。

6 ア 発生件数

7 人身被害は毎年発生があり、年平均13件14名、最多発生年は令和2年の27件、最少発生
8 年は平成8年の5件となっている(図6)。

9 このうち、死亡事故は、平成13年度及び平成21年度にそれぞれ1件(各1名)発生してお
10 り、累計では2件(2名)である。

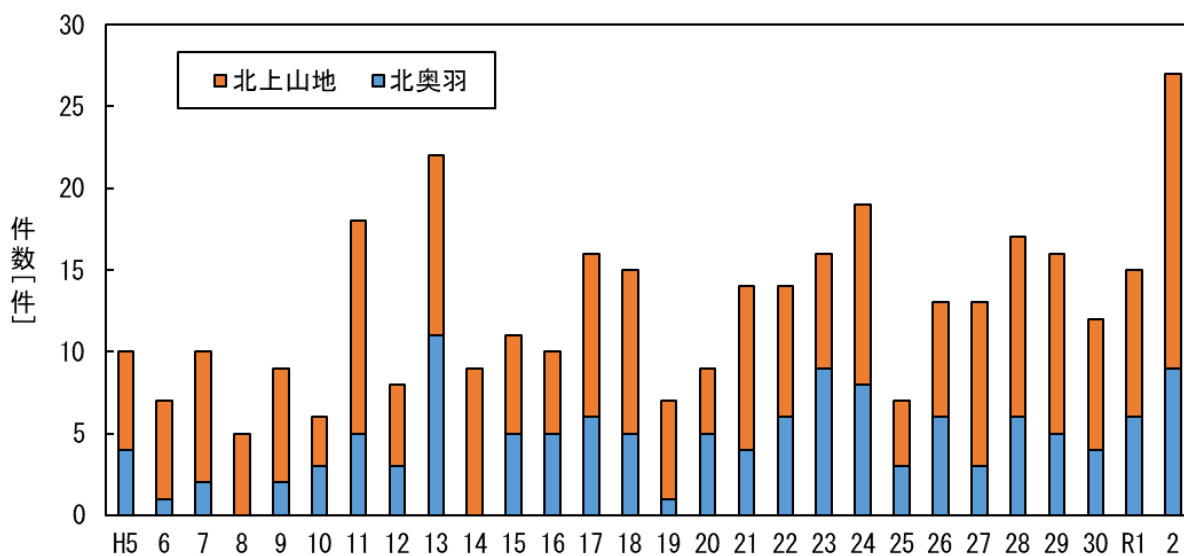


図 6 年度別人身被害発生件数

11

12

イ 発生場所

発生場所を地域別に見ると、北上山地が64%（237件）、北奥羽が36%（145件）、環境別ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が67%（238件）、人里での事故が32%（114件）となっており、全体の割合では北上山地の山間部での発生が46%と最も多く、全体の半数弱を占める（図7～9）。

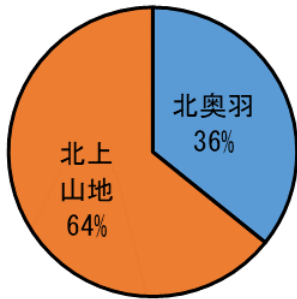


図7 地域別人身被害発生割合

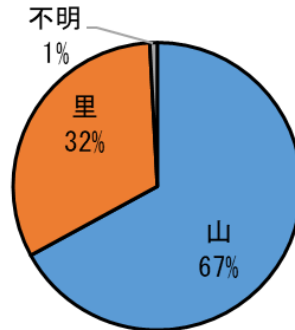


図8 環境別人身被害発生割合

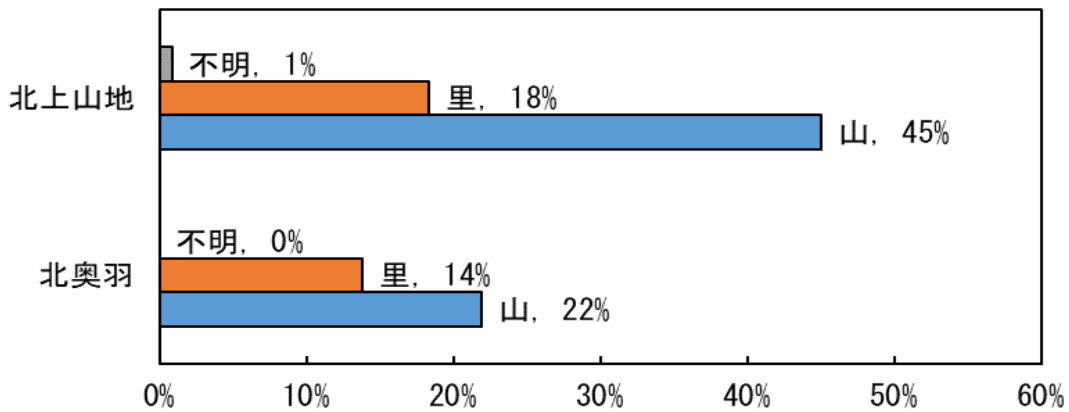


図9 地域ごとの環境別人身被害発生割合

ウ 発生時の状況

発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約6割を占め、人里では、農作業中や日常生活（散歩等）での発生が多い（図10～11）。

特に、人里での発生の場合、北奥羽では日常生活中、北上山地では日常生活に加えて農作業

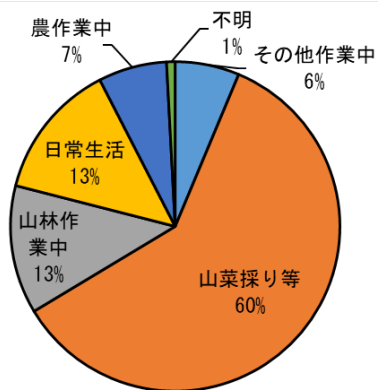


図10 山での被害発生状況

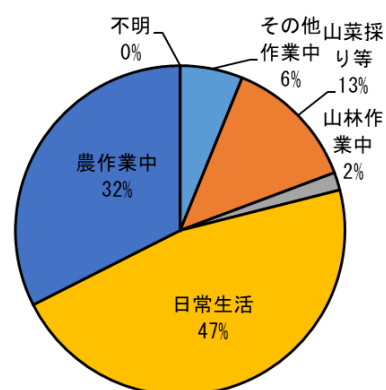


図11 里での被害発生状況

1 中の発生が多くなっている（図 12～15）。

2

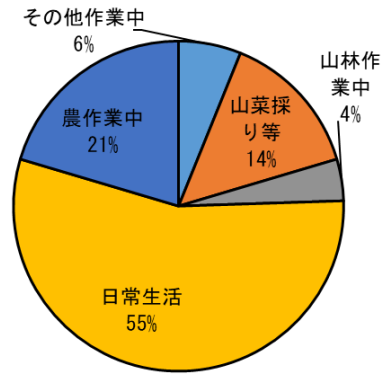
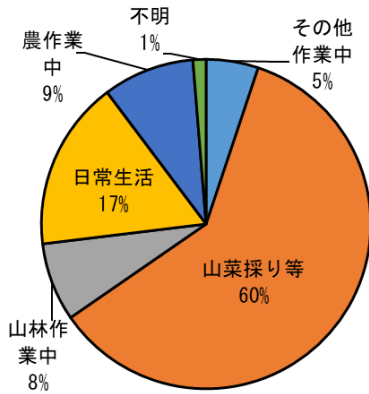


図 12 北奥羽地域における山での被害発生状況

図 13 北奥羽地域における里での被害発生状況

3

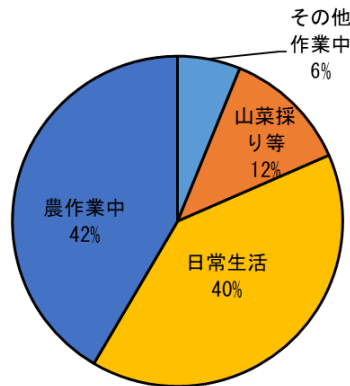
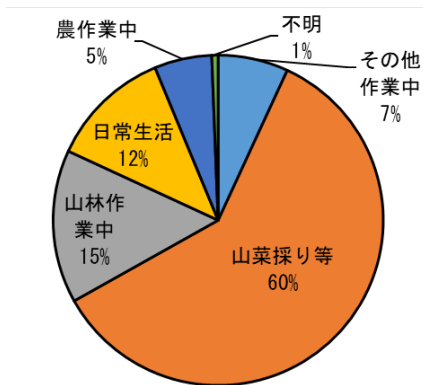


図 14 北上山地地域における山での被害発生状況

図 15 北上山地地域における里での被害発生状況

4

5 エ 発生時期

6 全体では5月、8月にピークが認められた（図 16）。

7 場所別で見ると、人里では8月に最多となり、山間地では北奥羽は6月と10月に、北上山
8 地は5月に大きなピークが認められた（図 17、18）。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに
9 人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。

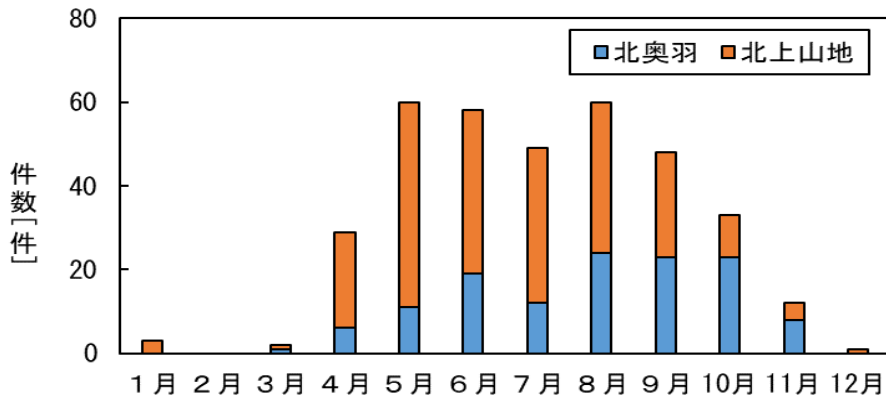


図 16 月別発生件数

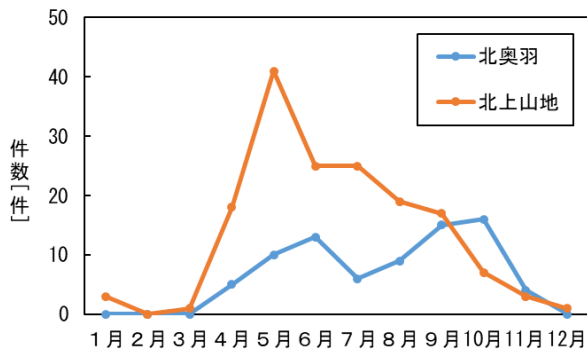


図 17 山での月別人身被害発生件数

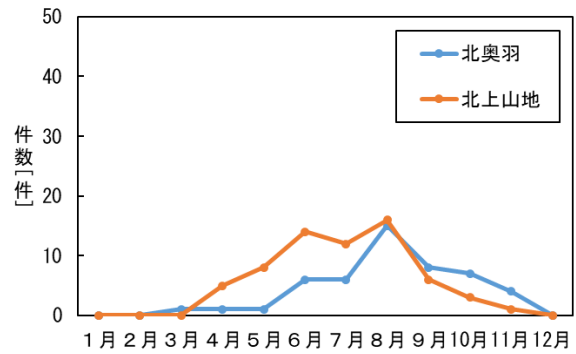


図 18 里での月別人身被害発生件数

1

2 オ 被害者の年齢と性別

3 最も多いのは、60代の男性であり次いで70代男性、50代男性の順に多い（図19）。

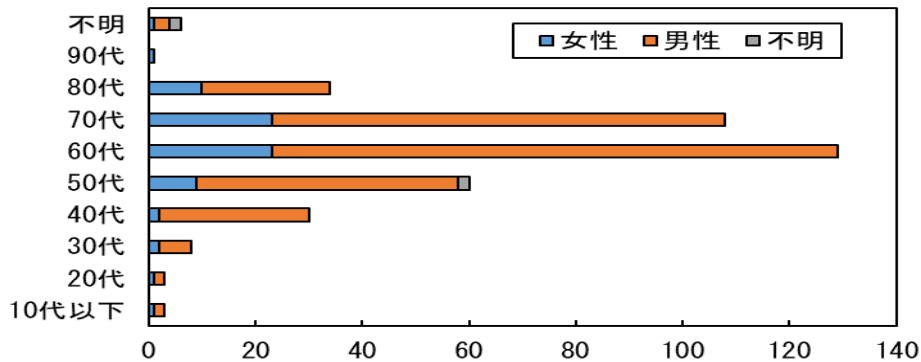


図 19 被害者の年齢と性別

4

5 カ 発生時間帯

6 平成5年度以降のうち発生時間帯を把握できた264件の内訳を見ると、午前10時前後が最

7 も多く、次いで15時前後となっている（図20）。

8 また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地で発生しており、早朝や夕

9 方以降は人里での発生が増える傾向が認められた（図21）。

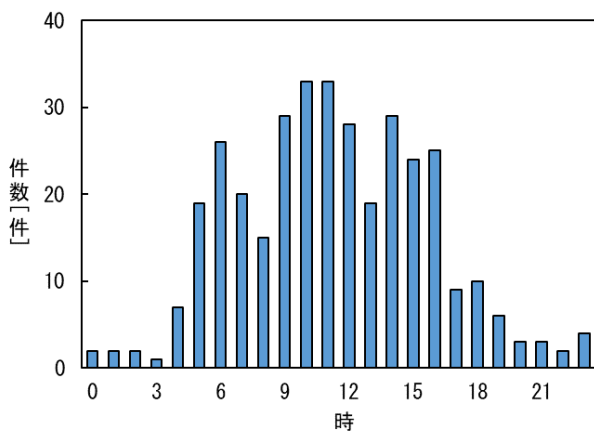


図 20 人身被害発生時間

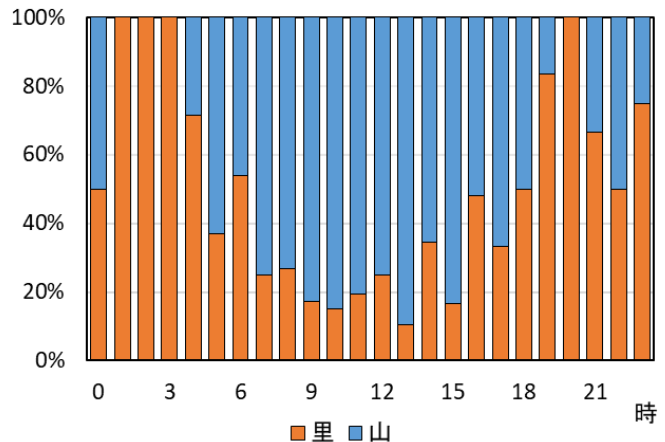


図 21 発生割合（山・里）

10

1 (6) 農林業被害の状況

2 農業被害については、果樹（主にリンゴ）、野菜（主にスイートコーン）、飼料作物（主に
3 飼料用とうもろこし）及び養蜂等について発生しており、被害額は4,000万円台で推移してい
4 る（表2、図22）。

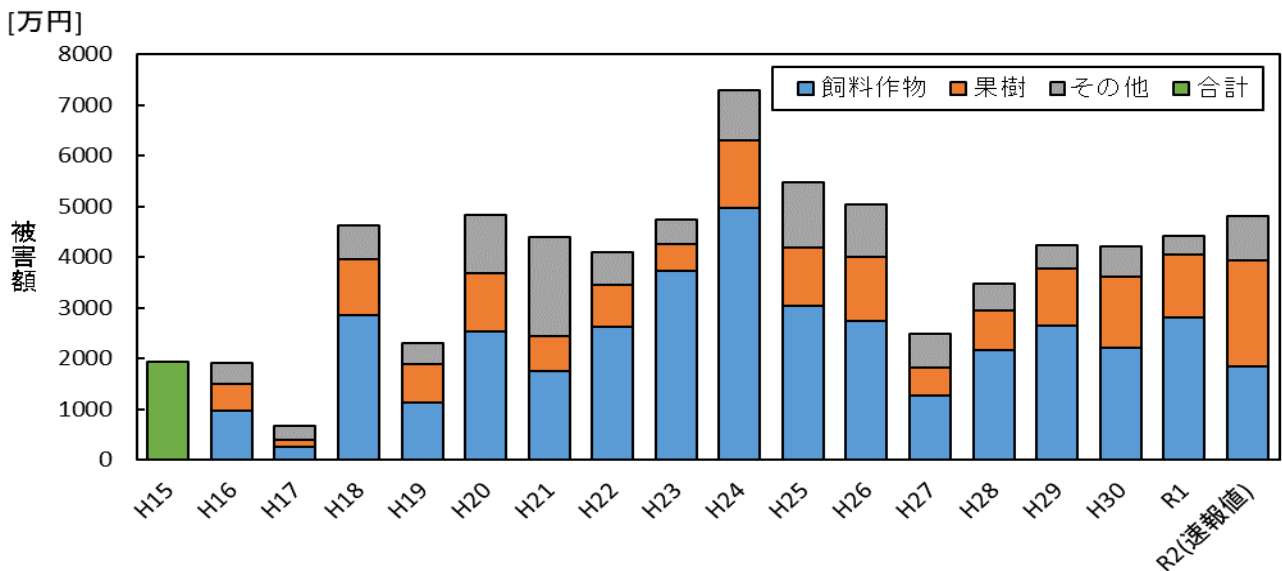
5 林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が稀に報告されるのみである。

7 表2 農業被害発生状況

単位：ha、万円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害面積	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26	45	55	39	48	53
被害金額	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477	3,467	4,232	4,206	4,427	4,806

8 ※令和2年度は速報値



10 図22 農業被害額の推移

11 (7) 被害防除の取組状況

12 ア 人身被害防止

13 人身被害防止について、県では、ホームページ等の広報を活用し、ツキノワグマによる人身
14 被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図
15 っている。

16 また、平成18年2月に全国に先駆け「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領」を
17 定め、同年3月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、ツキノワグマの出没前
18 (冬ごもり中)に「ツキノワグマの出没に関する注意報(以下「注意報」という。)」を発表し、
19 関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

20 その後も、大量出没が見込まれる年(平成26年、平成28年、平成29年、令和元年、令和

2年、令和3年)には注意報を公表しているが、平成28年度には春先のクマの大量出沒の状況等を踏まえて6月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出沒に関する警報」を公表し、更なる注意喚起を実施した。

また、ホームページに市町村等の取組を掲載する等、意識啓発の促進に取り組んでいる。

市町村においては、ツキノワグマが出沒した際における防災無線や広報車等での地域住民への周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布等、それぞれの市町村で独自の取組を実施している。

イ 農林業被害防除

農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を図っている。

また、平成19年12月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)が制定され、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けられることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等の総合的な対策が進められている*。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求められた場合においても、委譲について同意しないこととしている。

* 盛岡市猪去地区において、自治会が主体となり市が調整役となることで、平成19年から自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及び維持管理作業を実施。平成26年度、平成27年度にはクマの捕獲頭数は0となり、取組を始めるきっかけとなった平成18年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成26年度以降の農作物被害は軽微となっている。

(8) モニタリング調査

ア 捕獲個体調査

捕獲個体の有効利用と管理計画へのフィードバックを目的として、平成10年から平成26年まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況、薬剤耐性菌保有状況等の分析調査を実施した。

(ア) 年齢及び体格等

平成10年度から平成23年度の14年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集できた計2,272頭(北上山地個体群1,432頭、北奥羽個体群840頭)を対象として、性別、体格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、有害捕獲が多くなる8月～9月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあった。

(イ) 薬剤耐性菌保有状況

人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215検体(雄125、雌88、不明2)について実施した結果、検出率は全体の15.8%となり、調査対

象個体の約1割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また、雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたことに加え、大量出沒翌年の捕獲個体での検出がない等の結果から、出沒頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

イ 堅果類豊凶状況調査

ツキノワグマの出沒予測及び注意報等発表の判断に資するため、ツキノワグマの出沒と密接に関連するとされるブナ等堅果の豊凶状況について、平成17年度～25年度までシートトラップによる調査、平成26年度からは目視調査を実施しており、この調査結果を基に注意報を発表した（表3）。

表3 ブナ豊凶状況及び注意報等発表状況

	ブナ豊凶	有害捕獲（頭）	人身被害（件）	注意報等状況
H17	豊作	53	16	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	86	7	
H20	凶作	88	9	
H21	凶作	144	14	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	314	13	注意報発表
H27	豊作	114	13	警戒情報発表※
H28	不作	328	17	注意報・警報発表
H29	不作	267	16	注意報発表
H30	並作	243	12	
R1	不作	352	15	注意報発表
R2	不作	440	27	注意報発表

※冬眠明けが早まることが予想されたことから発表したもの。

(9) 春季捕獲

平成25年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される。平成26年度は全国的にクマの大量出沒年となっており、本県においても出沒報告件数が多い年であったが、西和賀町においては前年度と出沒報告件数にほぼ差がなく、八幡平市においては前年度よりも減少が認められた（表4、図23）。

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
八幡平市	捕獲数	6	12	8	12	5	6	8	12	
	目撃数	成獣	2	6	7	12	3	5	3	4
		幼獣	0	1	2	5	1	1	0	0
	踏査距離 (km)	53	35	35	54	98	95	180	114	
西和賀町	捕獲数	5	4	2	5	5	5	4	7	
	目撃数	成獣	5	12	6	18	25	5	1	7
		幼獣	2	0	1	9	3	0	10	2
	踏査距離 (km)	109	97	66	268	284	73	63	43.5	

表 4 春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

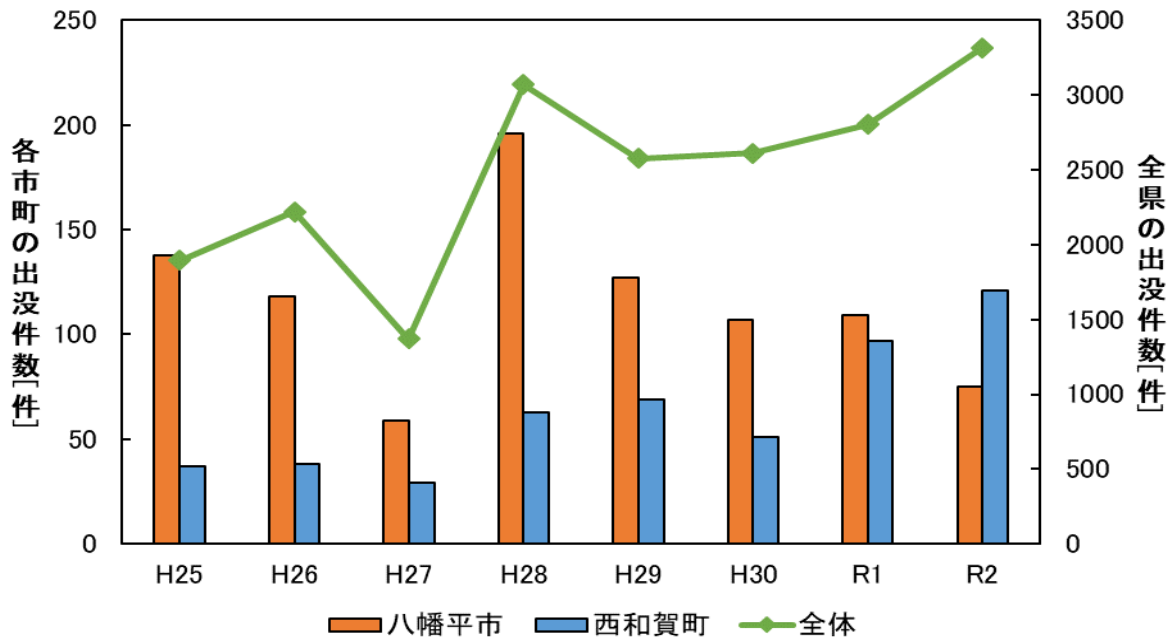


図 23 春季捕獲地域の年間出没状況

2

3 (10) その他の取組状況

4 ア 学習付け移動放獣

5 ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成 10 年度から平成 12 年度に
6 かけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成 13 年 3
7 月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書ー移動放獣技術マニュアル」(以
8 下「移動放獣マニュアル」という。)に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣
9 を実施している。

10

11 イ GPS テレメトリー調査

12 生息環境管理および被害対策防除の施策検討に資する基礎的資料とするため、平成 29 年か
13 ら令和 2 年にかけて、雫石町内の集落周辺で捕獲された 14 個体(雄 6 個体、雌 8 個体)につ
14 いて GPS テレメトリー調査を実施した。GPS による位置情報から、夏季には多数の個体(92.9%)
15 が集落付近の山地に滞在する一方で、秋季には集落付近から離散する(最大で約 40km)傾向

1 が見られ、一部の個体（64.3%）については岩手、秋田両県の往来が確認された。

3 6 管理の目標

4 (1) 基本目標

5 本県における人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を構築するため、以下の目標を定める。

6 ア 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減

7 イ 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

9 (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

10 管理の実施に当たっては、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」、「モニ
11 タリング」に総合的に取り組む。特に人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲
12 のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備等総合的な対策を講じることで、再発防止に
13 努める。

14 なお、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を構築するため、狩猟が果たしている役割
15 を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等による棲み分け³を図り、総合的な取組への県
16 民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

17 また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、
18 より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

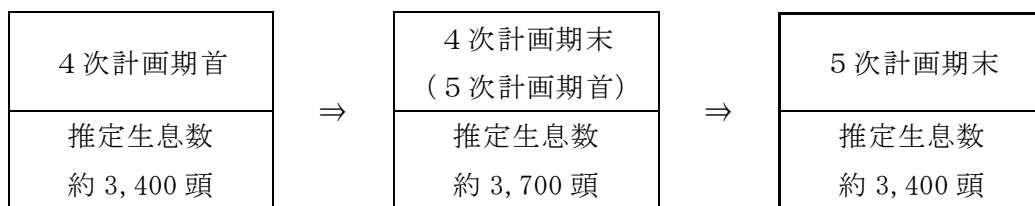
20 7 管理の実施

21 基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

22 (1) 個体数管理

23 地域個体群を単位とした生息状況等を勘案し、地域個体群の維持を目標に個体数管理を下記
24 のとおり実施する。

25 4次計画では、計画策定時点における県内の推定生息数が約3,400頭であったことを踏まえ、
26 本計画期末時点においても県内の生息数を約3,400頭とすることを目安として、狩猟等の捕獲
27 による個体数管理を進める。



29 ア 捕獲数の管理

30 (ア) 管理期間

31 捕獲数の管理は、4月1日から翌年の3月31日の1年間ごとに行う。

32 (イ) 捕獲上限数の設定

3 別々の種が、干渉しあうことなく空間的に別の場所で生息すること。この場合は、空間的のみならず、時間的、生態的（生活上）において人とクマが別々に生息（生活）することを指している。

1 捕獲上限数は、地域個体群ごとに、「ツキノワグマ管理検討委員会」において、次の事
2 項を勘案の上、毎年度設定する。

- 3 a 推定生息数
- 4 b 生息分布
- 5 c 農林業被害の発生状況
- 6 d 前年度までの捕獲数
- 7 e 前年度までの捕獲上限数
- 8 f 餌となる堅果類の豊凶状況
- 9 g その他自然的社会的状況

10 また、大量出没が数年に1度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことか
11 ら、単年ごとの捕獲上限に加えて、複数年単位での捕獲上限数の設定について検討委員会
12 において検討する。

13 (ウ) 捕獲数の把握

14 捕獲上限数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要とな
15 ることから、図24により地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数
16 を常に把握する。

17 (エ) 捕獲自粛要請

18 それぞれの地域個体群ごとの有害鳥獣捕獲と狩猟による合計捕獲数が捕獲上限数を上
19 回らないよう、市町村、狩猟者、農林業者等の関係者に対し協力を要請することとし、捕
20 獲数が捕獲上限数に達することが予測されるとき又は達したときは、捕獲関係者等に対し
21 捕獲の自粛を要請する。

22 ただし、有害捕獲については、その必要性を十分検証した上で実施できることとし、可
23 能な限り追払いや放獣等の非捕殺による方法を検討する。

24 25 イ 県による捕獲許可の方針

26 ツキノワグマの捕獲許可については、被害を効果的に防除するために必要最小限の範囲で許
27 可することとし、地域個体群を長期にわたり安定的に維持するという観点から、その必要性に
28 ついて十分に審査した上で、被害防除に直結する効果的な捕獲が行われるよう配慮する。

29 このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

30 (ア) 捕獲についての方針

31 ツキノワグマが、人や農畜産物等への害性を現すときは、原則として追払いの方法によ
32 り対応する。

33 ただし、次に掲げるような場合にあっては、捕獲（捕殺を含む。）することを認める。

- 34 a 人の生命又は身体（以下「人身」という。）に対する危害の防止を目的とする場合（原
35 則として、人身への危害が現に発生し、又は発生する可能性が非常に高いとき）
- 36 b 農林業被害等の防止を目的とする場合（原則として現に被害を受け、捕獲等の措置以外
37 に、被害を防ぐ有効な手段がないとき）

38 (イ) 許可の制限

39 予察的な捕獲は許可しない。

- 1 (ウ) 区域
 2 必要最小限の区域とし、原則として、人家、田・畑・果樹園等の農地及び養蜂箱設置箇
 3 所等直接の人的、物的被害発生地並びにそれに隣接した地域に限定する。
 4 (エ) 期間
 5 30日を限度とする。ただし、特例許可⁴については90日を限度とする。
 6 (オ) 頭数
 7 被害防除の目的を達成するための必要最小限度の頭数とする。
 8 (カ) 方法
 9 銃器又は箱わなによる。

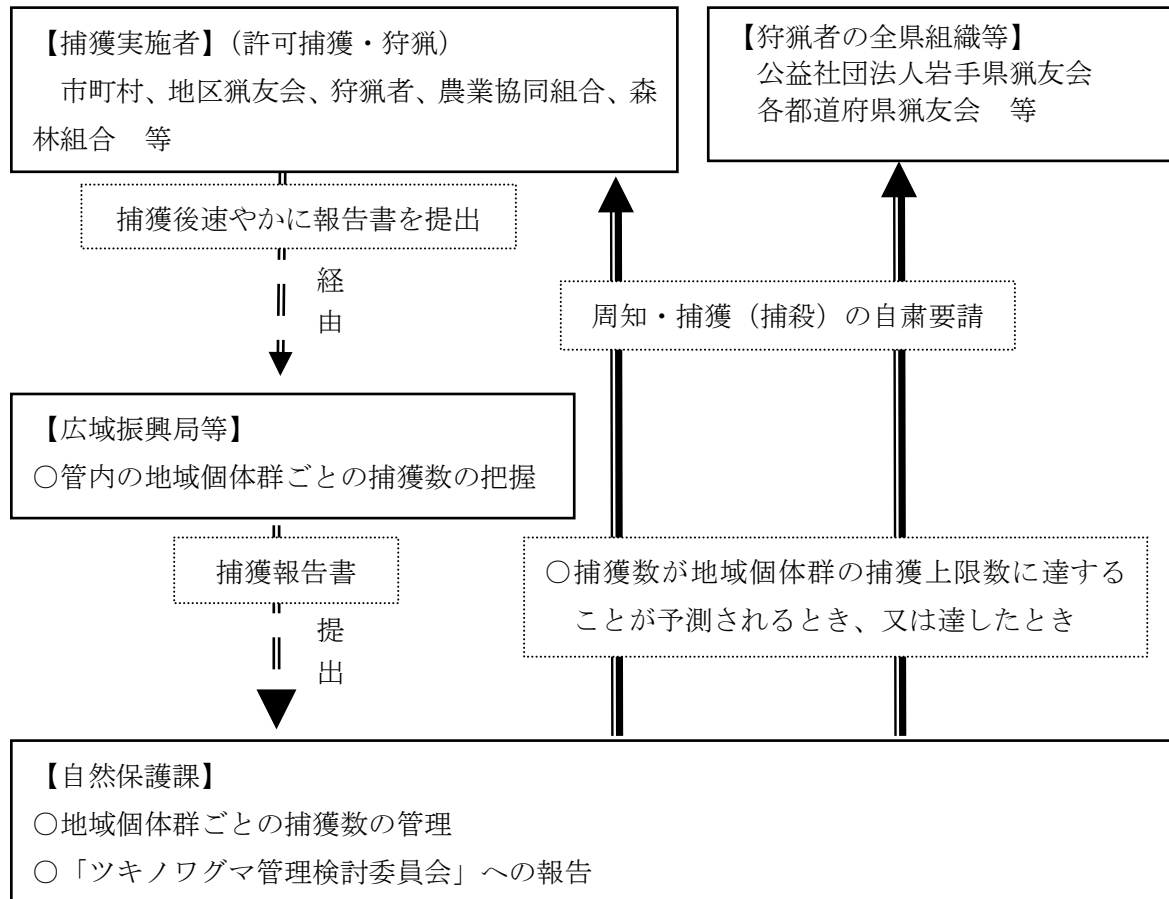


図 24 個体数管理の流れ

- 10
 11 ウ 狩猟期間の延長
 12 冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への
 13 出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。
 14 (延長前) 11月15日から翌年2月15日まで
 15 (延長後) 11月1日から翌年2月末日まで
 16

⁴ 緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。

1 エ 春季捕獲

2 春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用
3 による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できる。それらの
4 観点から、地域及び期間を限定して春季捕獲を認めることとし、今後、実施地域の拡大につい
5 て検討する。

6 また、許可をする場合には下記の条件を付す。

7 (ア) 穴グマ猟は禁止する。

8 (イ) 親子連れの捕獲は親子とも認めない。

9 (ウ) 捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため生息状況調査等を実施する。

10 (エ) 許可の期間は3月15日から5月14日までのうちで必要と認められる期間とする。
11

12 オ 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理

13 (ア) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要
14 すると認められる場合の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、
15 「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成11
16 年岩手県条例第62号）により処理する。

17 a 日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測
18 量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

19 b 人家又はその敷地内に侵入している場合

20 c 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入してい
21 る場合

22 (イ) 市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグ
23 マ管理検討委員会」において必要に応じ当該許可事案について検証する。

24 (ウ) 「ツキノワグマ管理検討委員会」での検証の結果、適切な業務の執行を図るうえで必要
25 があると認める場合には、県は市町村に対し助言等を行う。
26

27 カ 放獣

28 地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体につ
29 いては、可能な範囲において柔軟に放獣について検討する。

30 放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題
31 個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験
32 のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等につ
33 いて関係者間で検討する。
34

35 キ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

36 (ア) 目的

37 ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大により、市街地への出没や人身被害の増
38 加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、捕獲の強化による人身被害の防止及び農林業被
39 害の軽減を目的として実施する。
40

1 (イ) 実施期間

2 令和6年10月()日※～令和9年3月31日 ※計画改定の日から

3 (ウ) 実施区域

4 県内全域

5 (エ) 事業の目標

6 ツキノワグマの個体数の増加の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るため、
7 有害捕獲、春季捕獲及び狩猟の実施状況を踏まえ、年度ごとに設定する。

8 (オ) 実施方法

9 認定事業者等に委託

10 (カ) 実施結果の把握並びに評価

11 年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、人身及び農林業被害の情報やヘア
12 トラップ調査等によるモニタリング調査結果とあわせてツキノワグマ管理検討協議会に
13 報告する。

14 (キ) 実施者

15 岩手県

16
17
18 (2) 生息環境管理

19 地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「棲み分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全
20 や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める（図 25）。

※ ゾーニングとは、単に区域分けをするものではなく、「それぞれの環境においてど
のような対策を行うことが適切か」を関係者間の共通認識とするため、地域を大まかに
「ツキノワグマの生息域」「緩衝域」「人の生活域」のように分類するもの。

1 ア 「ツキノワグマの生息域」における環境管理

概要	イメージ図
<p>【パターン1】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）、緩衝域（里地里山）、人の生活域（農耕地や人の居住地）が階層的に存在する。緩衝域に、農耕地等の人の生活域が点在する場合もある。</p>	
<p>【パターン2】</p> <p>ツキノワグマの生息域（奥山）の中に集落があり、農耕地や居住地等の人の生活域が混在する。緩衝域は人の生活域の周辺の非常に狭い地帯となる。</p>	
<p>凡例： …生息域、 …緩衝域、 …生活域</p>	

図 25 ゾーニングパターンの例

2

3 ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住み
4 よい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、以
5 下の取組を推進する。

6 (ア) 生息地の環境保全

7 国立・国定及び県立自然公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、鳥獣保護区等
8 については、ツキノワグマの餌資源が豊富な環境であることを踏まえ、その保全や復元等
9 的確な管理に努める。さらに生育不良な人工林については、「いわての森林づくり県民税」
10 を活用した針広混交林への誘導等環境保全整備を推進する。

11 (イ) 生息域の連続性の確保

12 国有林においては奥羽山脈や北上山地における「緑の回廊」の設定、民有林においては

1 国有林の緑の回廊を補完するために「民有林緑の回廊」を設定し、その連続性を確保する
2 とともに、自然植生の保全の推進に努める。

3 4 イ 「緩衝域」「人の生活域」における環境管理

5 ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワ
6 グマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「ク
7 マの生息域」と「人の生活域」の境界に位置する「緩衝帯」としての役割を果たしてきた里山
8 の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、市町村及び地域と連携して以下
9 の取組を推進する。

10 (ア) 緩衝帯の整備

11 人家や耕作地周辺の森林や耕作放棄地等は、ツキノワグマの分布域や侵入路となりうる
12 ことから、除間伐や刈り払い等の林内整備によって見通しを良くし、緩衝帯として整備、
13 維持することによりツキノワグマの出没しにくい集落環境をつくる。

14 また、河畔林や段丘林等のうち、「人の生活域」への移動経路となるおそれがある箇所
15 については、緩衝帯として整備し、ツキノワグマの出没を防止する。

16 その際、リス、ヤマネ等の樹上性小型哺乳類の移動路が確保されるよう配慮する。

17 (イ) 誘引物の除去等

18 集落等において、農畜産物や廃果、生ゴミ等、ツキノワグマを誘引する要因を検証し、
19 可能な限り移動や除去等により適切に処理するとともに、柿や栗等の庭先果樹についても、
20 収穫の徹底や幹へのトタン巻き等によりツキノワグマを寄せ付けない対策を講じる。

21 22 (3) 被害防除対策

23 人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、盛岡市猪去地区を始めとした優良事例を調
24 査・分析するとともに、その事例を紹介し、情報発信を強化する。併せて、ゾーンごとに被害
25 の発生状況や発生要因を踏まえた適切な対応に努める。

26 また、市町村及び関係機関の主体的な取組を促進するとともに、地区管理協議会を中心とし
27 て関係機関が連携して生態及び生息動向等に関する情報を共有しながら、地域の実状に即した
28 効果的な手法について検討し、実施する。

29 ア 人身被害防除

30 ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

31 (ア) 「ツキノワグマの生息域」における人身被害の回避

32 ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であること
33 を踏まえ、市町村や関係機関と連携して次のような取組を実施する。

34 a 自己防衛意識の啓発

35 山でツキノワグマに遭遇しないため及び遭遇した場合の心構え等について、各種媒体を
36 通じて周知し、自己防衛意識の啓発を図る。

37 b 誘引物の除去等

38 登山道、野外施設等では生ゴミ等を残さないよう入山者に対して意識啓発を図るととも
39 に、山地にある観光施設等については施設管理者に対して生ゴミ等の適切な処理を行うよ

1 う指導する。

2 c 出沒情報の周知

3 地域の出沒情報についてホームページ等により広く周知する。

4
5 (イ) 「緩衝域」における人身被害の回避

6 人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワ
7 グマの出沒を抑止するよう次のような対策を講じる。

8 a 誘引物の除去等の促進

9 不要な柿や栗等の放置果樹はできるだけ伐採する。伐採が困難な場合には、電気柵の設
10 置等によりクマを寄せ付けない対策を講じるか、早期に摘果を行う。

11 b 出沒防止対策の促進

12 地域実状を十分考慮した上で鳥獣駆逐用煙火等による追払い等を実施し、ツキノワグマ
13 の学習効果を活用した防止対策を講じる。

14 人の生活域への侵入防止のため、刈払い等による移動経路の遮断や侵入防止柵の設置等
15 の対策を講じる。

16 c 出沒情報の周知

17 地域住民に広く情報提供を行い、被害防止に係る普及啓発を図る。

18 d 迅速な対応

19 ツキノワグマが出沒した場合には、市町村、警察及び地元猟友会等の関係機関との連携
20 により、被害の発生又は拡大防止のため必要な手段を講じる。

21
22 (ウ) 「人の生活域」における人身被害の回避

23 人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、市街地等出沒時対応マニュアルに基づき、
24 人命の保護を第一として各関係機関の協力の下対応する。

25 a 誘引物の除去等

26 庭先果樹や家庭菜園についても利用しない場合の早期摘果及び農畜産物の残渣や家庭の
27 残飯等生ゴミの適切な管理や除去を行う。

28 屋外やツキノワグマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等の食料を保管、放
29 置しない。

30 b 危機要因の排除

31 ツキノワグマが市街地に出沒し人身被害の危険性が高い場合には、警察等関係機関が連
32 携の上、出沒個体の追払いや捕獲、住民の避難誘導等、速やかに住民の安全を確保する。

33 c 出沒情報の周知

34 防災無線等により地域住民に対して速やかに情報提供し被害防止を図るとともに、二次
35 被害の拡大を防止する。

36 d 再発防止及び未然防止

37 市街地出沒の侵入を回避するため、関係機関の協力によりツキノワグマの移動路や誘引
38 物の有無等を検証し、必要に応じ刈り払い等の環境整備を実施する等、ツキノワグマの人
39 の生活域への侵入を遮断するよう努める。

1 e 出没時対応訓練

2 ツキノワグマが市街地等に出没した場合に備え、各関係機関の役割を明確化し、麻酔等
3 による不動物措置が迅速に実施できるよう関係機関を対象とした対応訓練を実施する。

4
5 イ 農林業被害の防除

6 農林業被害防除については、市町村を主体として、以下の対策を推進する。

7 (ア) 被害状況の把握

8 効果的な被害防除技術に資するため、被害の実態把握に努め、被害発生状況、発生ゾー
9 ン及び発生メカニズムの分析等に必要な情報の共有を図る。

10
11 (イ) 防除対策の実施

12 a 効果的な防除方法及び技術情報の収集及び指導

13 農業被害においては電気柵や鳥獣駆逐用煙火による追払い等地域実状に応じた効果的な
14 技術情報等の収集に努める。特に電気柵については、より効果が発揮されるよう適切な設
15 置を促進する。

16 b 地域ぐるみの取組の促進

17 地域内において個々に被害対策を行っても防除の効果は低いことから、地域全体で防除
18 対策を推進できるように努め、併せて活用可能な事業等の情報を共有する等、地域ぐるみ
19 の取組を支援する。

20 なお、鳥獣被害防止特措法による被害防止計画を作成する際には、本計画との整合性を
21 図る。

22 c 出没防止

23 地域の環境整備により、ツキノワグマを農地や集落の周辺に呼び寄せない取組を促進す
24 る。

25
26 ウ 注意報等による注意喚起

27 ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ等の堅果類の豊凶が関係するとされ、これら堅
28 果類の豊凶状況から大量出没を予想するほか、県内の出没情報等を基に総合的に判断し、適宜
29 注意報等の発表による注意喚起を行う。

1

2

表 5 ゾーンごとに取り組むべき対策及び役割分担

ゾーン	被害防除・出没抑制対策(役割分担)	
ツキノワグマの生息域(山林内)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生息環境の維持・質の向上(国・県) ・山林内での自己防衛対策の周知、自己防衛意識の啓発(県・市町村) ・ごみ等誘引物管理の徹底を促す等、登山者、野外施設等利用者への被害防止対策の普及啓発(県・市町村) ・出没情報の周知(県・市町村) ・狩猟による人への警戒心の付与(狩猟者) 	地区管理協議会での対策検討・連携確保
緩衝域(河畔林や里山付近の耕作放棄地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生活域への侵入防止のため、除間伐や刈払い等の移動経路の遮断や侵入防止柵の設置と管理(県・市町村・地域の自治会) ・誘引物の除去(市町村・地域の自治会) ・鳥獣駆逐用煙火等による追払い(市町村・狩猟者団体) 	
人の生活域	<ul style="list-style-type: none"> ・誘引物(放置果樹、廃棄農作物(家庭菜園含む)等)の管理・除去(市町村・地域の自治会) ・農耕地等への電気柵の設置と管理(市町村・地域の自治会) ・追払いや有害鳥獣捕獲の実施(市町村・狩猟者団体) ・市街地における緊急捕獲(市町村・警察) ・出没情報の周知、住民への注意喚起(県・市町村・警察) 	

3

4

(4) モニタリング調査

5

野生動物の分布や個体数における「非定常性」や「不確実性」を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管理計画にフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

6

特に、県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的とした大規模ヘア・トラップ調査については、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。

7

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたクマの肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和 2 年度時点においても、県内の一部地域のクマ肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

1
2

ア 短期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生の状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

3
4

イ 中長期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘア・トラップ法による調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

5

8 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等の民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

10

(1) 各機関・団体等の果たす役割

12

ア 県

13

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

14

15

(ア) 管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価

- 1 (イ) 市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び農林業被害防除対策等の情報の提供や
- 2 必要な助言
- 3 (ウ) 管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整
- 4 (エ) 地区管理協議会における各種施策の取組促進
- 5 (オ) ツキノワグマの生態等に関する啓発
- 6 (カ) 大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施
- 7 (キ) 野生鳥獣の被害防除に関する指導・助言ができる普及員の育成

9 イ 市町村

10 市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施・推進するため、以下の役割を担う。

- 11 (ア) 地域住民への普及啓発
- 12 (イ) 各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進
- 13 (ウ) 地域の自治会等の取組に対する協力
- 14 (エ) 有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施
- 15 (オ) 管理施策全般への協力

17 ウ 地域の自治会等

18 地域の自治会等は、地域の被害防止のため、集落単位等の地域全体の防除対策について検討
19 を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

21 エ ツキノワグマ管理検討委員会

22 学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ管理検討委員会は、管理をよりの確に実施
23 するため、以下の役割を担う。

- 24 (ア) 管理計画の作成、評価及び見直し
- 25 (イ) 管理施策についての必要な検討及び助言
- 26 (ウ) モニタリング結果の評価・分析等

28 オ 地区管理協議会

29 地区管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出没動向等の情報共有
30 を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施する
31 等、より効果的な被害防除を検討し、地域の取組について助言を行う。

33 カ ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議

34 ツキノワグマによる人身の食害事故が発生した場合には、発生地を所管する地区管理協議会
35 の構成員に、学識経験者や県自然保護課等を加えて対策会議を設置し、被害拡大及び再発防止
36 の対策について関係機関で協議を行い、その対応を決定する。

38 キ 狩猟者団体

39 狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、

1 管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

2 (ア) 市町村・県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力

3 (イ) 行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言

4
5 **ク 狩猟者**

6 狩猟者は銃器による捕獲や追払い行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、
7 また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

8 (ア) 銃器による狩猟の実施

9 (イ) モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

10
11 **(2) 人材の確保育成**

12 管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置され
13 ることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を
14 適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

15 また、狩猟者は狩猟及び有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化等による減少が懸
16 念されることから、講習会及び狩猟免許試験等を適切に実施し、狩猟者の育成・確保に組織的
17 に取り組む。

18
19 **(3) 他県との調整**

20 北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県とまたがるため、各県と情報を共有し、必要に応じ協
21 議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

22
23 **(4) NPO等との連携**

24 ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政の
25 みの取組では限界があることから、NPO等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナ
26 ーシップの構築を進める。

27
28 **(5) 情報共有と普及啓発**

29 管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学校
30 や公民館等との連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグ
31 マとの適正な関わり方等についての啓発に努める。

32 また、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く
33 県民に情報公開することで管理に対する啓発に努める。

34 人身被害及び農林業被害防止対策については、各種媒体を利用して、県民に広く周知啓発を
35 行う。

36
37 **(6) 錯誤捕獲の防止等**

38 ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、
39 見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、くくりわなの直径の規制

1 (12cm 以下) の遵守や、クマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、クマを誘引しにくい餌にする
2 等、錯誤捕獲の防止に努める。

3 また、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備
4 を進める。

6 (7) 毛皮等の流通管理

7 ツキノワグマは「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」において国際希
8 少野生動植物に指定されており、原則として、輸出入及び国内における譲渡し等が規制される
9 こととなるが、適法に捕獲されたクマ類については、譲渡し等の規制の適用除外とされている。

10 しかしながら、輸入された個体の譲渡し等の規制の実効性を高めるためには、国内で適法に
11 捕獲されたクマ類についても、適正な流通の管理を図る必要があることから、捕獲個体の毛皮
12 等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タッ
13 グ）を交付し、製品への装着を指導する。

意見検討結果一覧表（パブリックコメント）
 （案名： 第5次ツキノワグマ管理計画の改定 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>19 ページ（7-(1)-ア-(エ)） 「追払い」「放獣」「非捕殺」を全面削除すべきと考える。北海道のヒグマのケースから判明している事は、非捕殺による保護によって、ヒグマの個体数が増加した事でヒグマによる人の殺傷が増加したという「不都合な真実」である。有識者・ハンター・動物愛護団体が反対しても、この時点、現時点では「全面捕殺対策」を明記しない限り、気候変動とアーバンベアの増加による悲劇は根本的に変わらない、ただ、行政への不信だけが固定化していくと考える。</p>	<p>今回の計画改定部分に係る意見ではないことから、参考意見とします。</p>	D（参考）

意見検討結果一覧表（市町村）

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画の改定 ）

番号	回答者	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
2	盛岡市	<p>19～20 ページ</p> <p>19 ページの許可の制限には「予察的な捕獲は許可しない。」とあります。指定管理鳥獣捕獲等事業では、予察的な捕獲が認められるのでしょうか。</p> <p>箱わなを使用する場合、誘引捕獲となりますが、被害が発生していない地域でも使用可能なのでしょうか。</p> <p>22 ページ</p> <p>実施区域は「県内全域」となっていますが、地域によって個体数に差があるため、一律に「県内全域」とした場合、一部の地域に捕獲が偏る可能性があります。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、モニタリング調査等の結果を踏まえ、科学的な根拠を持って取り組むべきものであり、また、人里近くで出沒・被害を繰り返す問題個体（アーバンベア）の確実な捕獲が重要と考えます。</p> <p>現に令和6年度は一部地域に限定して試行的に行う予定であるとのことでした。</p> <p>よって、「県内全域（ただし、年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、人身及び農林業被害の情報やヘアトラップ調査等によるモニタリング調査結果を踏まえツキノワグマ管理検討協議会において実施区域を決定する。）」としてはどうでしょうか。</p>	<p>・指定管理鳥獣捕獲等事業は、個体数管理のために行うものであり、主に、農林業被害等の防止を目的とする捕獲許可とは考え方が異なります。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業は、地域の個体群を維持しつつ捕獲するものです。</p> <p>・御指摘のとおり、実施区域は県内全域としておりましたが、(カ)記載のとおり、年度毎に評価することとしております。</p>	F（その他）

3	金ケ崎町	<p>21 ページ エ 春季捕獲の許可条件について、北海道では穴グマ猟も親子連れの捕獲も解禁している。岩手県でも人身被害がでているので見直すべきである。</p> <p>28 ページ (1) 各機関・団体等の果たす役割 ア 県について、河川からクマが市街地に移動してくることが十分考えられるので、土木部局の積極的な関りや協力を明記し、河川区域での監視カメラの設置や草刈等を実施していくべきである。</p> <p>31 ページ 改正法が施行されるまでは、市街地でのクマ出没時の警察の役割も明記すべきである。</p>	<p>今回の計画改定部分に係る意見ではないことから、次期ツキノワグマ管理計画の策定の際の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
4	釜石市	<p>28、29 ページ 「各機関・団体等の果たす役割 ア県」の記載について、現在岩手県内に麻酔等を使用できる人が1人しかおらず、緊急時に麻酔使用者が現場にすぐ来れないといった状況になっている。そのため「人里へクマが出没した際の対応マニュアル等の作成」「麻酔等を使用できる人材確保・育成」を追加していただきたい。</p>	<p>次期ツキノワグマ管理計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表（隣県）

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
5	秋田県	22	（エ）事業の目標 「年度ごとに設定する」とあるが、何を設定するのか。推定生息数なのか、捕獲数なのか、その他のあつれき指標に関する目標値なのか、記載が必要では。	（ア）目的を「捕獲の強化」としており、捕獲数と整理しています。 詳細については、ツキノワグマ管理検討協議会の場などで検討していきたいと考えております。	D（参考）

意見検討結果一覧表（関係団体等）

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画の改定 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
6	県猟友会	22	12	「ツキノワグマ管理検討協議会」と記載されているが、他のページは全て「ツキノワグマ管理検討委員会」と記載されているので、統一が必要。	次期ツキノワグマ管理計画策定時には、統一することとします。	D（参考）

意見検討結果一覧表（ツキノワグマ管理検討協議会構成員）

（案名：第5次ツキノワグマ管理計画の改定）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
7	山内構成員	22	指定管理捕獲等事業を実施するのであれば、捕獲個体のデータを収集した方がよい。 （ツキノワグマ管理検討協議会での意見）	環境省が先日公表した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」にも、捕獲等事業の評価で「捕獲個体情報の収集」があることから、データの収集については検討していきます。	D（参考）

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

第5次ツキノワグマ管理計画の改定案に係る関係地方公共団体の協議結果

振興局	No.	市町村名	賛否	理由	意見 (詳細は資料3-3参照)
盛岡	1	盛岡市	賛成		意見あり
	2	八幡平市	賛成	(賛成の理由)ツキノワグマの出没や被害の増加を踏まえ、指定管理捕獲等事業の推進は妥当であり、内容についても適正であるため。	意見なし
	3	雫石町			
	4	葛巻町	賛成		意見なし
	5	岩手町	賛成	(賛成の理由)ツキノワグマの生息状況等や地域における人身、農林水産物に与えている影響を踏まえ、適切な保護・管理の推進を図るための適切な計画となっていると認められるため。	意見なし
	6	滝沢市			
	7	紫波町	賛成		意見なし
	8	矢巾町	賛成		意見なし
県南本局	9	奥州市			
	10	金ケ崎町	賛成		意見あり
花巻	11	花巻市	賛成	(賛成の理由)ツキノワグマの市街地出没等に伴い人身被害の増加・農作物被害の発生を防止するためにも、捕獲等事業の推進は必須である。	意見なし
遠野 北上	12	遠野市			
	13	北上市	賛成		意見なし
一関	14	西和賀町	賛成		意見なし
	15	一関市			
	16	平泉町	賛成		意見なし
沿岸本局	17	釜石市	賛成		意見あり
	18	大槌町			
宮古	19	宮古市			
	20	山田町	賛成		意見なし
	21	岩泉町			
	22	田野畑村			
大船渡	23	大船渡市	賛成	(賛成の理由)ツキノワグマ対策として必要であるため。	意見なし
	24	陸前高田市			
	25	住田町	賛成		意見なし
県北本局	26	久慈市			
	27	普代村			
	28	野田村			
	29	洋野町			
二戸	30	二戸市			
	31	軽米町	賛成		意見なし
	32	九戸村			
	33	一戸町	賛成		意見なし
関係県	34	青森県	賛成		意見なし
	35	秋田県	賛成		意見あり
	36	宮城県	賛成		意見なし
	37	山形県	賛成		意見なし
【協議結果】 市町村:対象33、回答17(賛成17、意見なし16、反対0) 関係県:対象4、回答4(賛成4、反対0)					

第5次ツキノワグマ管理計画の改定案に係る利害関係人の意見照会結果

関係団体	1	県森林組合連合会			
	2	東北森林管理局			
	3	県農協中央会	賛成		意見なし
	4	県猟友会	賛成	(賛成の理由)ツキノワグマを適正に保護・管理することは重要なことと考え、計画の策定には概ね賛成である。	意見あり

鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 制度の概要

(1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

2 県内の指定状況

(1) 令和 6 年 10 月 31 日まで

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,908ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,187ha)

(2) 令和 6 年 11 月 1 日以降(予定)

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,835ha) ※
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,187ha)

※ △73ha(鳥獣保護区に係る区域の拡大・縮小によるもの)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号の区域以外の区域

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第15条第2項、第3項、第13項及び第13項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

(平成 29 年 9 月 21 日公表)

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽きん類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料

1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料の目的

令和5年度は、秋田県及び岩手県を中心に人の生活圏へのクマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）の出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど、甚大な被害が発生した。この状況を踏まえ、「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」において、科学的知見に基づき、クマ類の出没や被害の発生要因を分析し、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（以下、「対策方針」という。）を取りまとめた。「対策方針」では、「4. クマ類による被害防止に向けた行動」の中で以下の方針が示された。

（対策方針「4. クマ類による被害防止に向けた行動」より一部抜粋）

- 人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、環境整備とともに「個体数管理」を実施する必要がある。
- 指定管理鳥獣に指定し、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援する必要がある。

これを受け、令和6年4月に四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に指定された。そこで、対策方針に従い、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（以下、「現行ガイドライン」という。）に追加する以下の事項を、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料（以下、「補足資料」という。）として取りまとめた。

（1）個体群管理に関する事項（変更・追加された考え方）

個体群管理（変更）

- 個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する。

総捕獲数管理（追加）

- 個体群管理の目的を達成するための目標個体数を設定し、総捕獲数（個体群からの除去数の総数）を管理する。

緩衝地帯での個体数管理（追加）

- 人の生活圏への出没防止に向けて緩衝地帯で捕獲を実施することで、目標個体数達成のための総捕獲数を調整する。

（2）指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- 第二種特定鳥獣管理計画（以下、二種計画）における指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下、「実施計画」という。）の記載事項及び事業実施時の留意点
- 二種計画及び実施計画におけるクマ類への配慮事項

2. クマ類の保護・管理の基本事項

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（以下、「現行ガイドライン」という。）に示されている通り、今後も、以下を基本としてクマ類の保護・管理を進める。

（1） 保護・管理の目的

個体群を将来にわたって安定的に維持させながら人との軋轢の軽減を図る。

（2） 保護・管理の基本的な考え方

1) 地域個体群に基づく広域的な管理（保護管理ユニット）¹

クマ類は行動圏が広く、また多くの地域個体群が都道府県（北海道の場合は総合振興局及び振興局）の行政界をまたいで広域に分布することから、「保護管理ユニット」単位で保護・管理方針を定め、関係者が連携・協力してモニタリングや施策を行っていくことが重要である。

2) ゾーニング管理による効果的な施策の実施²

人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、各ゾーン区分において「個体群管理」「被害防除対策」「生息環境管理」の各施策を総合的に実施していく。

3) モニタリングに基づく順応的な管理³

現状に基づき、保護・管理の目標と目標達成のための施策を立案し、実施した施策はモニタリングにより効果を評価し改善を図る順応的な管理を行う事が重要である。

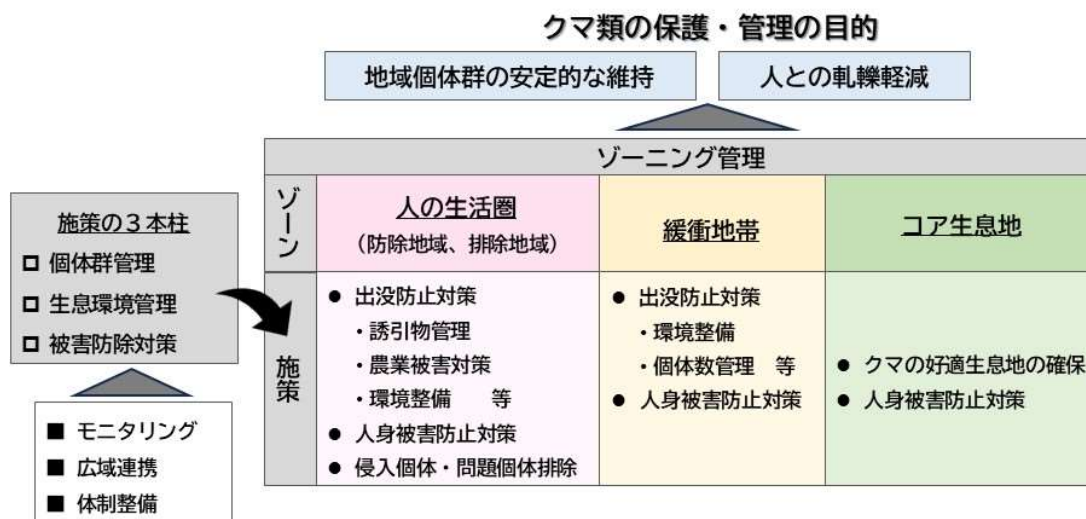


図1 クマ類の保護・管理の目的達成に向けた施策の実行

¹ 現行ガイドライン P.17、P.64～68 参照

² 現行ガイドライン P.24、P.43～56 参照

³ 現行ガイドライン P.14、P.16、P.33～37 参照

3. 個体群管理の考え方

(1) 新たな個体群管理の考え方

現行ガイドラインでは、クマ類の地域個体群の長期にわたる安定的な維持のため、クマ類の保護管理ユニットの個体数水準に応じて捕獲上限割合を定め、捕獲上限数以下に総捕獲数を抑える「総捕獲数管理」⁴により、個体数を維持または回復させることが目的となっている。しかし、近年、クマ類の個体数増加や分布拡大に伴う人の生活圏への出没や人身事故の増加がみられている。これらの状況に鑑み、クマ類の保護・管理の目的を達成するため、「個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する」ことを個体群管理の目標とする。



図2 個体群の状況に応じた個体群管理のイメージ

個体数が増加し軋轢⁵も増加している保護管理ユニットについては、人との軋轢を軽減できる範囲内の個体数まで減少させる。

個体数が少ない保護管理ユニット（主に個体数水準⁶1及び2）については、個体群の安定的維持の観点から個体数の回復が必要な場合は、従来通り捕獲上限割合を設定し、「問題

⁴ 保護管理ユニットの個体数水準に応じた捕獲上限割合から総捕獲数の上限を設定し、捕獲数を捕獲上限数以下に抑えること。☞現行ガイドライン P.25

⁵ 軋轢は農林水産業被害の程度（金額、面積等）、出没件数、人身被害件数（ただし発生場所や発生状況も勘案）等を指標とする。

⁶ 地域個体群の分布域の規模や連続性及び個体数を考慮し4段階に区分したもの☞現行ガイドライン P.17～22

個体管理」⁷と「排除地域への侵入個体の排除」⁸等による総捕獲数が捕獲上限数以下になるよう個体群管理を行い個体数の回復に努める。

個体群の現状把握ができていない保護管理ユニットについては、個体数の動向や軋轢の傾向をモニタリングしたうえで、個体群管理の方針を検討する。

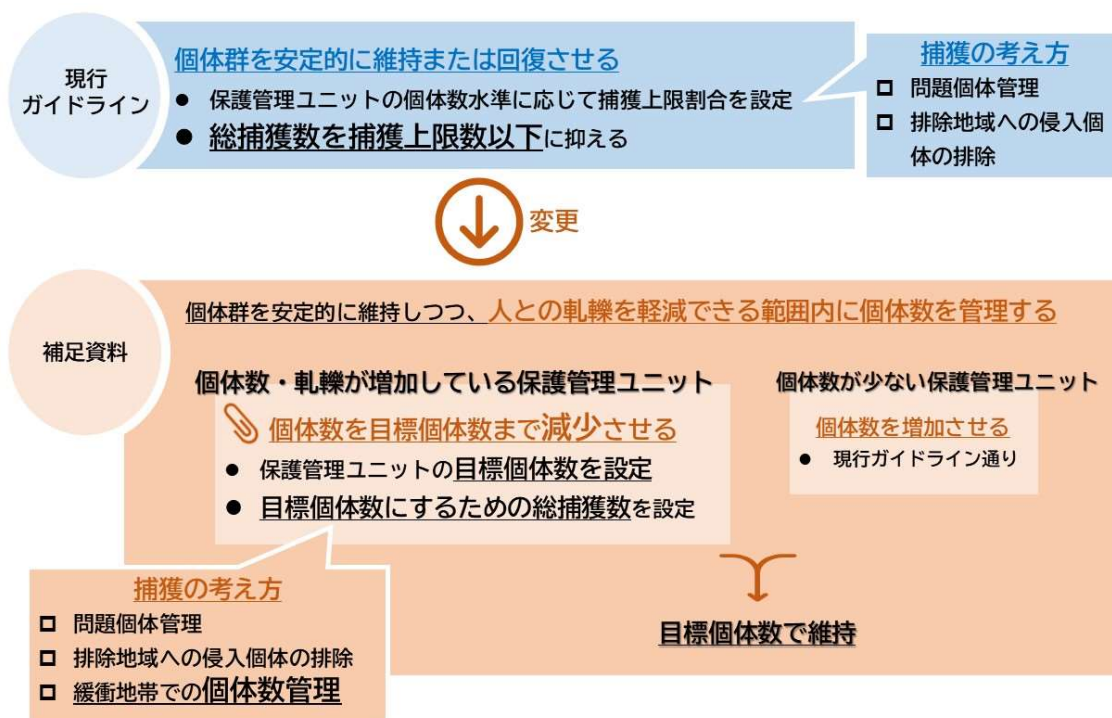


図3 現行ガイドライン及び補足資料における個体群管理の目的と方法

(2) 総捕獲数管理

以降については、目標頭数を設定しそれに向けて個体数を減少又は維持する際の考え方について示す。

1) 目標個体数の設定

保護管理ユニットにおいて、個体群の安定的な維持と人との軋轢軽減を図ることができる個体数を目標個体数とする（目標個体数の設定方法は Box 1 の事例を参照のこと）。

なお、目標個体数の設定方法については検討を行い、ガイドライン改定版で記載する予定としている。

⁷ 特定の問題個体を選択的に排除すること。☞現行ガイドライン P.25

⁸ 排除地域に侵入した個体は住民の安全確保を最優先し、適切な実施体制のもと捕獲する。☞現行ガイドライン P.56

Box 1 —目標個体数の設定（事例）—

【石川県】

長期にわたる個体群の安定的な維持及び人身被害等の防止を図ることを目標に、里山における捕獲促進し、成獣の個体数を安定存続地域個体群としての規模を維持できる個体数である 800 頭程度とすることを旨す。（「第 3 期石川県ツキノワグマ管理計画」より）

2) 総捕獲数の設定

目標個体数にするための総捕獲数を設定し、総捕獲数を管理する（目標個体数を達成するために必要な捕獲数の検討方法は Box 2 の事例を参照のこと）。総捕獲数は、捕殺した数（問題個体管理、排除地域への侵入個体の排除、緩衝地帯での個体数管理（後述）、狩猟による捕獲数）と交通事故等による死亡数を合わせた個体群からの人為的な除去数とする（図 4、5）。なお、目標個体数にするための総捕獲数の設定方法は検討を行い、ガイドライン改定版で記載する予定としている。

なお、「問題個体管理」及び「排除地域への侵入個体の排除」は、軋轢を軽減するためには必須であり、通常は事前に捕獲数を決めることが困難であるため、総捕獲数は「緩衝地帯での個体数管理」により調整を行うこととなる。総捕獲数は「現在の個体数」「目標個体数」「地域個体群の増加率」「目標個体数までの達成期間」を基準に検討する。

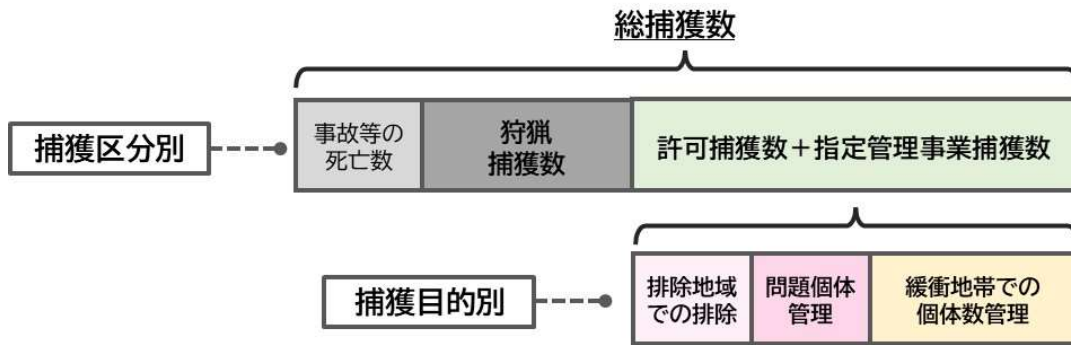


図 4 総捕獲数の考え方

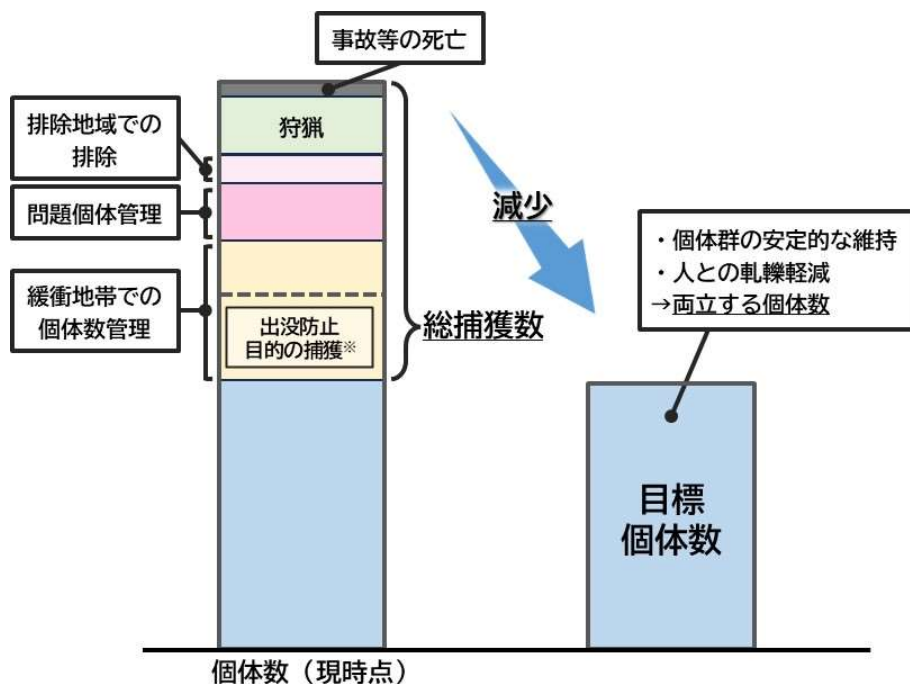


図5 目標個体数と総捕獲数管理のイメージ

(※：P.9 「(3) 2) 出没防止に向けた効果的・効率的な個体数管理」を参照)

Box 2 — 目標個体数を達成するために必要な捕獲数の検討 (事例) —

【山形県】

計画期末の生息数水準が概ね2,000頭になることを目標に各年度の捕獲水準を設定する。捕獲上限割合 15%を上限として計画期首の生息数水準に乗じた数を上限に捕獲水準を設定する。各年度の捕獲水準については、以下のとおり取扱うものとする。

(ア) 各年度の捕獲水準は当該年度の捕獲実績数との差を加除し、翌年度に補正する。

(イ) 各年度の捕獲水準は、計画期末の推定生息数が概ね 2,000 頭になることを目標に補正するものとする。

(ウ) 県内4つの地域毎の管理の目安にするため、県全体の捕獲水準の他に総合支庁単位の捕獲水準を年度毎に示す。(「第4期山形県ツキノワグマ管理計画」より)

【石川県】

長期にわたる個体群の安定的な維持及び人身被害等の防止を図ることを目標に、里山における捕獲促進し、成獣の個体数を安定存続地域個体群としての規模を維持できる個体数である800頭程度で維持することを目指す。現在の推定成獣個体数は約326~2696頭

(中央値889頭)であることから、安定存続地域個体群であると判定し、通常年は推定個体数1,201頭(中央値)の15%(180頭)、大量出没年は令和2年度の捕獲実績をもとに通常年の約1.4倍(250頭)を捕獲数の上限とする。(「第3期石川県ツキノワグマ管理計画」より)

3) 個体群管理の運用

個体群管理を実施する際は、個体群の状態に応じて個体群管理の方針や目標個体数等を決定・見直していく順応的な管理が必要である。そのため、図6で示したPDCAサイクルで捕獲の結果を常に評価し、必要な見直しを図る。

個体群管理の目的は個体群の安定的な維持と人との軋轢軽減であることから、個体数、捕獲数、目撃等の分布情報等の個体群の動向に加え、出没件数、人身被害件数、農林業被害面積・金額、被害意識等の軋轢の傾向を複数の指標を用いて把握しながら、捕獲数等の施策を調整することが重要である。なお、捕獲により個体数が目標個体数を下回った場合は、目標個体数まで個体数を回復させるため、捕獲数を最小限にとどめる必要がある。

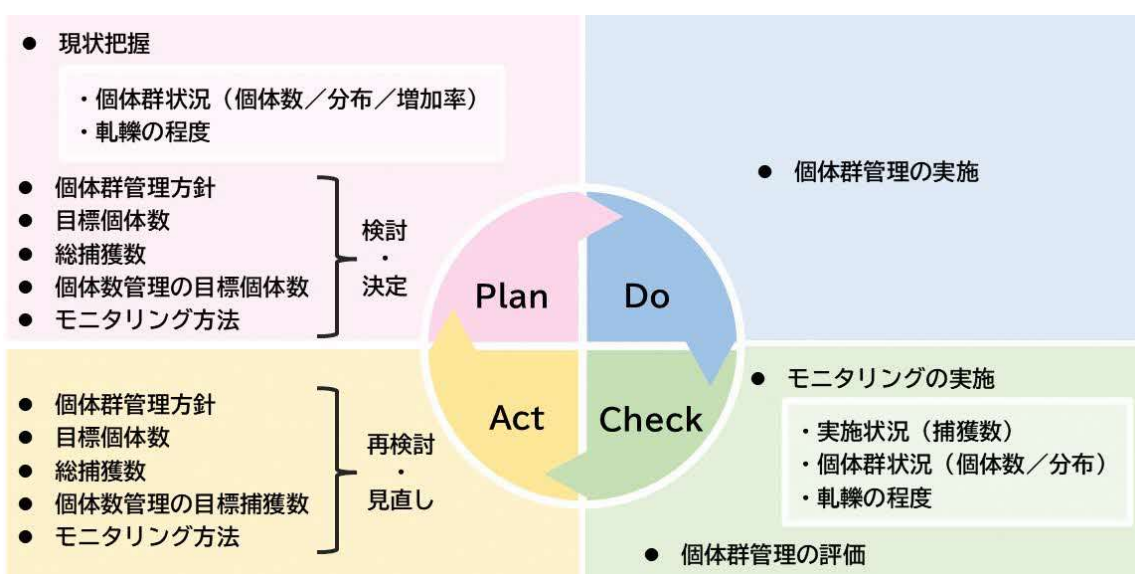


図6 PDCAサイクルに基づいた個体群管理の実施

(3) 緩衝地帯での個体数管理

1) 個体数管理

個体数及び軋轢が増加している保護管理ユニットにおいては、「目標個体数」を設定し個体群管理を行う。目標個体数に向けて個体群管理を行うため、これまでの「問題個体管理」及び「排除地域への侵入個体の排除」に加えて、「緩衝地帯での個体数管理」を新たに導入する（表1、図7）。

□ 問題個体管理

すべてのゾーンにおいて、人に危害を加えたり経済的な損失を発生させる個体は捕獲の対象となる。個体識別により問題個体を特定し、選択的に対応することは、被害の防止により効果的である（表1：※1）

防除地域は、誘引物除去や緩衝帯整備等の被害防除対策を実施するゾーンである。原則として、被害防除対策の実施が前提となっているため、防除地域に侵入した個体は被害の有無に関わらずいずれの個体も捕獲の対象となる。（表1：※2）なお、被害防除対策の実施が難しい場合も、ゾーンによる判断で捕獲の実施は可能であるが、侵入要因や侵入ルートを突き止め、新たな個体の侵入がないよう努める。

□ 排除地域への侵入個体の排除

排除地域へ侵入した個体は住民の安全確保を最優先として、早急かつ適切に個体の排除を行う。

□ 緩衝地帯での個体数管理

人の生活圏への出没防止を目的に、目標個体数達成のため緩衝地帯で捕獲を行い、個体数の減少を図る。

表1 各ゾーン区分で実施する個体群管理

ゾーン区分 個体群管理（捕獲目的別）		人の生活圏		緩衝地帯	コア生息地
		排除地域	防除地域		
問題個体管理	特定の 問題個体※1	●	●	●	●
	ゾーンによる 判断※2	●	●		
排除地域への侵入個体の排除		●	—	—	—
緩衝地帯での個体数管理		—	—	●	—

2) 出没防止に向けた効果的・効率的な個体数管理

近年、クマ類の分布拡大と個体数増加により、人の生活圏とクマ類の分布域が接近している。このため、人の生活圏周辺でのクマ類の定着を防止することや個体数を減少させることが出没や被害を防止するためには有効である。そこで、出没防止を目的とした効果的・効率的な個体数管理を実施するための考え方を示す。なお、以下の①及び②については、クマ類の生態や行動に詳しい専門家、クマ類の捕獲手法に詳しい捕獲技術者、地域のクマ類による被害や出没状況、地域住民の要望を把握している市町村担当者等が都道府県と連携して検討することが望ましい。

① 捕獲の実施場所

緩衝地帯の中で、人の生活圏周辺の緩衝地帯を「管理強化ゾーン」とし、「管理強化ゾーン」を対象に捕獲を実施する（表2）。実施場所を決める際は、目撃情報や出没状況、人身被害情報等の収集・分析から軋轢が高まっていることや、地域における捕獲体制の有無等の観点から選定する。

表2 管理強化ゾーンの定義

人の生活圏	排除地域	市街地や集落内の住居集合地域。人間の安全が最優先される地域
	防除地域※	農水産業が盛んな地域。被害防除対策や出没抑制対策を実施する地域 農耕地等の中や隣接する河畔林・河川等は、クマ類が人の生活圏へ侵入するルートとなるため、防除地域に含める
緩衝地帯	管理強化ゾーン	緩衝地帯のうち特に人の生活圏に近い地域。人の生活圏へのクマ類の侵入防止のための対策(捕獲、環境整備等)を積極的に実施する
		人の生活圏とコア生息地間の地域
コア生息地		地域個体群の安定的な維持を図りつつ、クマ類にとって良好な生息環境を保全する地域

※ここで示す防除地域は、排除地域に隣接または内包される地域を指す。現行ガイドラインにおいて防除地域に区分されている林業地帯は、緩衝地帯やコア生息地内に点在することからは含めない。

② 捕獲の対象範囲

管理強化ゾーンとなる対象範囲は、実施する地域や捕獲の目的、目的を達成するために有効な捕獲の期間や捕獲方法により異なる（対象範囲の具体的な設定方法は Box 3 の事例を参照のこと）。人の生活圏周辺に定着している個体の数を減少させることが目的となることから、該当地域におけるクマ類の追跡データ、目撃及び人身被害発生地点、カメラトラップ等による個体の確認情報等から、クマ類の行動圏や人の生活圏への出没状況を把握し、捕獲

の対象範囲を設定する方法が効果的である。

なお、捕獲の対象範囲や目指す目標を達成するために有効な捕獲の期間、捕獲方法は検討を行い、ガイドライン改定版で記載する予定としている。

Box3 一人の生活圏周辺で捕獲圧を強化する際の対象範囲の設定（事例）

【北海道】

（目的）警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息・繁殖するヒグマの低密度化を図り、また人への警戒心の植え付けにより人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ出没時に出勤する熟練した従事者の減少・高齢化に対処するため、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図る。

（期間）残雪期である2月1日から5月31日までとする。

（対象範囲）人里出没を抑制するため、人里周辺に生息・繁殖する個体の低密度化などを図る観点から、親子連れ捕獲や穴狩りを実施する場合は、人里（市街地・集落もしくは農耕地など人の生活圏（レクリエーション等で人が日常的に利用する森林を含む））に隣接した区域（人里から概ね5km程度を目安とし、地域の実情に応じて、最大10km以内）

（捕獲方法）銃器（装薬銃）

（「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領より）

【兵庫県】

（目的）人身被害、精神被害の防止による安全、安心の確保等

（実施基準）地域個体群の推定生息数が400頭以上。総捕獲数の上限は、推定個体数が400頭以上800頭未満ではその推定個体数の8%以内、800頭以上では12%以内（人との軋轢が恒常的に発生している場合は、有害捕獲に限り3%上乗せ可能）とする。

（対象範囲）集落ゾーン及び集落周辺ゾーン（集落から概ね200mの範囲）

（捕獲方法）箱わな（有害捕獲）

（「第2期ツキノワグマ管理計画」より）

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する考え方

(1) 指定管理鳥獣と指定管理鳥獣捕獲等事業について

指定管理鳥獣とは、2014（平成26）年の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正（以下、改正後の法律を「法」という。）により創設されたものである。法の中で指定管理鳥獣に関連する事項は以下である。

- 指定管理鳥獣（法第二条第5項）：希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境省令で定めるもの。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第十四条の二）：集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を行う。
- 捕獲等事業における特例（法第十四条の二8項）：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置付けている場合は、法第八条（捕獲等の禁止）、第十八条（鳥獣の放置の禁止）及び第三十八条第1項（夜間銃猟の禁止）の規定は適用しない。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業と指定管理鳥獣対策事業交付金⁹

本補足資料では、二種計画及び実施計画を作成した場合に実施可能な法第十四条の二における捕獲等事業について示す。なお、捕獲等事業は指定管理鳥獣対策事業交付金クマ類総合対策事業の活用が可能である。当該交付金のクマ類総合対策事業は、二種計画のみならず特定鳥獣第一種保護計画（以下、一種計画）を作成予定であれば、計画策定・調査等事業、出没防止対策事業、出没時の体制構築事業、クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成に関するメニューが活用可能である。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業で対象とする捕獲

捕獲等事業は、都道府県や保護管理ユニットのクマ類の生息状況や推定個体数及びその将来予測、クマ類による被害の状況や社会状況等を踏まえ、二種計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合に、計画的に実施するものである。このため、捕獲等事業は、クマ類による軋轢軽減に向けた計画的な「緩衝地帯での個体数管理」及び「問題個体管理」が基本となる。市街地等に出没した際の緊急的な捕獲である「排除地域への侵入個体の排除」は、過去の出没状況等の調査分析を踏まえて予測・計画できた場合のみ対象となり得る。

⁹ 「指定管理鳥獣対策事業交付金」の交付要綱、実施要項、実施要領は以下を参照
<https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html>

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

1) 二種計画における記載

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）において、都道府県はあらかじめ二種計画で捕獲等事業の実施に関する事項として、当該事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、目標、実施方法及び実施結果の把握並びに評価、実施者等を可能な範囲で定めることとされている（基本指針 III 第六 7 参照）。記載にあたっては、二種計画の個体群管理の目標を達成するために、捕獲等事業が果たす役割を整理した上で記載する。記載の際には、基本指針の「IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項」を参照するとともに、補足資料を踏まえたものとする。

2) 実施計画の記載事項

捕獲等事業の実施内容の詳細は、年度ごとに作成する実施計画に記載する。記載項目は以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。なお、実施計画の基本的な考え方は、基本指針の「IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項」を参照するとともに、本補足資料を踏まえたものとする。

【基本指針：IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項】

- 背景及び目的
- 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - ・ 捕獲の方法
 - ・ 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - ・ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3) 実施計画を作成するうえでの留意点

実施計画では二種計画のクマ類の個体群管理の目的につながる「目標」を設定した上で、目標の達成に向けた「実施期間」「実施区域」「方法」等を定める。これらの設定にあたっては、クマ類の生息状況や解決を図りたい課題について事前にモニタリングを実施し、専門家から助言を踏まえ関係機関等との調整を行う。実施計画の作成にあたっては、捕獲等事業の効果を評価するための評価指標とモニタリング方法を設定する。

4) 捕獲等事業の評価

事業実施後は目標達成の評価を行う。評価は、捕獲等事業が個体群の維持に影響しない範囲で適切に実施されたか、実施区域周辺での軋轢軽減の効果を複数の指標及び捕獲等事業の妥当性（質や内容）等を行う。この評価をもとに次期計画を作成し、特に目標に達していない場合は事業の見直しを行う。

なお、「評価」については、以下の点に留意して行う。

- 複数の指標（捕獲数の他、出没件数や被害件数等）を用いて捕獲等事業を評価する。
- 誘引物管理や緩衝帯整備等、捕獲以外の対策の実施状況も把握して軋轢軽減の評価を行い、次期捕獲等事業の実施場所・規模・必要性等を検証する。
- 単年度の評価に加え、複数年で評価する（二種計画において）。
- モニタリングを実施する体制構築について評価する（二種計画において）。

特に、事業を①人身被害等の軽減、②農林業被害の軽減、③分布域の縮小を目的として捕獲等事業を実施し捕獲による個体数減少を図る場合は、捕獲による対象地域の個体数の減少が各目的の達成に寄与しているかを評価する。さらに、捕獲等事業による捕獲数を含む総捕獲数が、二種計画で定めた総捕獲数を上回り個体数が目標個体数以下になる場合の対応をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、図7に例示した複数の指標により個体群の動向や軋轢の傾向を見ながら、捕獲数等の施策を調整することが重要である。

事業評価のために共通して収集する事項のうち捕獲個体情報の収集については、Box 4を参照のこと。

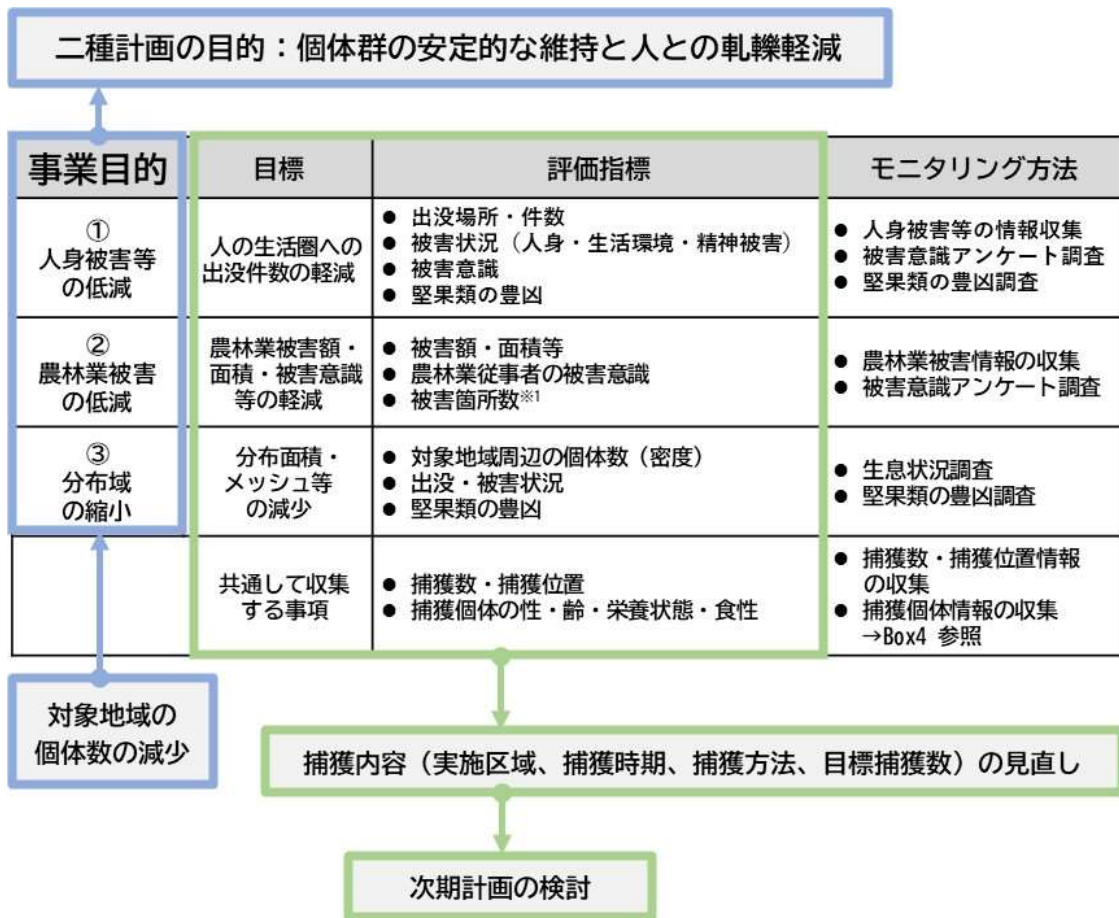


図7 事業目的に対する目標・評価指標及びモニタリング方法の例

※1：自家消費を目的とした作物や敷地内のカキやクリ等の被害は金額や面積で評価することが難しいため、被害箇所数等が指標となる。

Box4 —捕獲個体情報の収集—

個体群に対する捕獲の影響（個体群構成等）や適切な捕獲実施の評価、出沒要因の解明のためには、捕獲個体の情報を収集することが重要である。

以下に収集すべき事項を記載する。

【最低限収集すべき項目・試料】

収集項目	収集試料・収集方法	活用
性別 (オス・メス・不明)	・外部形態 ・子の有無 等により判断	個体群構成の把握
年齢	・前臼歯 ^{※1} を用いた齢査定	個体群構成の把握
繁殖状況	・メスの子宮・卵巣 ^{※2} の観察 ・齢査定に用いたセメント質の年輪	繁殖率、個体群の増加率の把握
体重	・計測値（実測／推定の別）	栄養状態の把握
全長	・計測値	栄養状態の把握

※1：下顎第一前臼歯が最も適している。捕獲個体から抜歯する。脱灰処理後軟化させ、凍結マイクロームにより切片を作成し、染色液により染色した後、歯根部に形成された年輪を数える。

※2：採取後、-20℃で冷凍、または10%中性緩衝ホルマリンあるいは70%エタノールにより保存する。子宮の胎盤痕及び卵巣の黄体の有無や数を観察することで、排卵数や着床数の推定を行う。

【収集が好ましい項目・試料】

収集項目	収集試料・収集方法	活用
採食物	・胃内容物 ^{※3} ・直腸糞 ^{※3} ・背部正中の体毛 ^{※4}	誘引物等の採食状況の把握
遺伝情報	・背部正中の体毛（毛根付き） ^{※4}	・個体識別、親子判定 ・個体群の遺伝構造の把握

※3：捕獲個体から採取し、冷凍保存する。

※4：捕獲個体の背部正中から体毛をひとつかみ封筒に採取する。封筒ごと十分湿気を取り除く、乾燥材とともに封じ暗所にて常温保存する。特に毛根付きの体毛を保管する際は劣化を防ぐため留意が必要であり、保存方法は分析機関と相談のうえ決める。

(5) 総捕獲数管理と指定管理鳥獣捕獲等事業の目標捕獲数の関係

現行のガイドラインでは、個体数水準に応じて捕獲上限数を設定し、捕獲数をそれ以下で抑えることが推奨されている（☞現行ガイドライン P.20）。しかし、補足資料で新たに整理した個体群管理の考え方において、目標個体数まで個体数を減少させる場合は、目標個体数の達成に必要な捕獲数（総捕獲数）を設定することとしており、総捕獲数は個体数の捕獲上限数を超えて設定することも可能である。ただし、総捕獲数を捕獲上限数以上に設定する際は、目標個体数以下にならないよう科学的根拠に基づく個体数や個体群の自然増加率等のパラメータを算出する等、特に慎重に判断する必要がある。そして、捕獲等事業の目標捕獲数は総捕獲数の範囲内で設定する。

(6) クマ類と他の指定管理鳥獣の違い

クマ類において捕獲等事業を実施する際には、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ及びイノシシとの違いを考慮した実施計画を立案し、事業を実施する必要がある。以下に、ニホンジカ及びイノシシとの違いを示す。

- 個体数

2022（令和4）年度末における本州以南のニホンジカの推定個体数は中央値で約246万頭、イノシシは約78万頭である。また、北海道に生息するエゾシカは2022（令和4）年度で約72万頭と推定されている。一方で、クマ類は、第13次鳥獣保護管理事業計画期間の特定計画から各都道府県の個体数推定の結果を積み上げた場合でも、中央値で約5.5万頭（うち、ヒグマが約1.2万頭）であり、ニホンジカやイノシシと比較すると全国的に個体数は少ない。

- 分布域

ニホンジカでは東北・北陸・中国地方、イノシシでは東北・関東・北陸地方で新たに分布が確認された地域が多く存在し、全国的に分布域の拡大がみられている。クマ類では、2007（平成15）年度と2018（平成30）年度では、ヒグマの分布域は約1.3倍、ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大しており、多くは平野部への分布の拡大である（環境省自然環境局生物多様性センター,2019）。一方で、九州のツキノワグマは2012（平成24）年度に絶滅と判断されており、四国のツキノワグマは分布域の縮小がみられており、絶滅の危険性が高いとされている。

- 被害状況

2022（令和4）年度の農作物被害金額は、ニホンジカによる被害額は約65億円（野生鳥獣全体の約41.8%）、イノシシによる被害額は約36億円（全体の約23.4%）である一方で、クマ類による被害額は約4億円（全体の約2.6%）で野生鳥獣による農作物被害金額のうちクマ類が占める割合は高くない。野生動物による森林被害面積では、ニホンジカによる被害面積は3,296ha（野生鳥獣全体の約71%）、イノシシによる被害面積は52ha（全体の約1%）である。クマ類ではツキノワグマのみで森林被害

が報告されており被害面積は 452ha（全体の約 10%）である。

なお、クマ類による被害の特徴は、市街地等への出没による精神的な被害、クマ類との遭遇に伴う人身被害が中心であることから、これらの被害を防ぐ観点での対策を行うことが重要である。

• その他、法的な規制等

クマ類ではその生息状況等を勘案して、表 3 で示す規制等が行われている。

表 3 クマ類に関する法的な規制等

項目	クマ類の置かれている現状
鳥獣保護管理法による制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第十二条第一項第一号「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」 ● ツキノワグマ (<i>Ursus thibetanus</i>) は「三重県・奈良県・和歌山県・島根県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県」の区域において、令和 4 年 9 月 15 日から令和 9 年 9 月 14 日まで狩猟鳥獣としての捕獲等が禁止されている。法第十二条第一項第三号「狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法」：鳥類、ヒグマ、ツキノワグマの捕獲等にわなを使用する方法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒグマ及びツキノワグマともに国際希少野生動植物種に指定されており、狩猟による捕獲及び法第九条第一項の規定に基づく被害防止の目的での捕獲等として捕獲したクマ類の毛皮等を、剥製(全体)、敷物(全体)、トロフィー(頭部のみ)として製品化する場合は、捕獲個体の製品化に関する取扱い手順に基づいた対応が必要である。 ● 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し等は禁止されているが、鳥獣法に基づき適法捕獲された個体等、当該個体から繁殖させた個体等は譲渡し等の禁止の適用除外である。
レッドリストの記載	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省レッドリスト(2020)において以下の個体群が絶滅のおそれのある地域個体群(LP)に選定されている。レッドリストにおけるカテゴリーの再検討が必要な種は、時期を定めず必要に応じて個別に改訂することとなっている。 ● ヒグマ：石狩西部、天塩・増毛地方 ● ツキノワグマ：下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地

(7) クマ類の指定管理鳥獣捕獲等事業を運用するうえでの留意点

1) 状況に応じた事業の実施可否の判断や見直し

ニホンジカやイノシシと比較すると生息数が少ないクマ類に対して過度な捕獲圧をかけることは、個体群の安定的な維持に負の影響を与える。クマ類の捕獲等事業を実施する場合は、以下の状況を考慮し、軋轢軽減につながる捕獲を適切に運用する。

- 過去にツキノワグマが生息していた九州では既に絶滅したこと（最後の確実な捕獲記録は1957年）
- 四国では数十年生息状況の改善がみられず絶滅の危機に瀕している状況であること

捕獲等事業においても、事業の実施前と実施後のモニタリングを適切に行い、目標捕獲数の達成のみではなく、本来の事業目的の達成につながったどうかを十分に評価することが重要である。評価の結果、当初の目的の達成あるいは個体群の維持に危機的な状況がみられるようであれば、翌年度以降の事業の実施可否の判断や見直しを図る等、細やかな対応を行うことが必要不可欠である。

2) 安全かつ適正な捕獲の実施

公的な捕獲等事業は、安全かつ適正に進めることが重要であり、鳥獣保護管理への深い理解、法令の遵守、品位のある振る舞い等が求められる。捕獲等事業を実施する捕獲従事者は「認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト」¹⁰に記載されている内容を理解することで、安全かつ適正に鳥獣を捕獲する担い手となるための最低限の基礎知識を習得するとともに、鳥獣の捕獲に対する社会的な役割を理解した上で、捕獲等事業に臨むことが重要である。

また、都道府県や国が捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい¹¹。

加えて、クマ類は他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険が大きいため、クマ類の捕獲に関する正しい知識と技術を有している必要がある¹²。

なお、捕獲等事業を適切に進めるためには、関係市町村や関係機関等との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。

¹⁰ 認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト：

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/pdf2-1.pdf>

¹¹ 基本指針（P.66）「第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方」を参照

¹² 参考資料：ヒグマ捕獲テキストのP.21～81では、ヒグマの捕獲方法ごとに必要な技術や留意点を示している。<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/mokuzi.html>

3) 指定管理鳥獣対策事業交付金（以下「交付金」という。）を活用する場合

捕獲等事業の実施に当たって交付金を活用する場合は、農林水産省の農林水産業等に係る被害の防止を目的とする「鳥獣被害防止総合対策交付金」等、他の支援制度を活用した捕獲等と重複することのないよう十分注意するとともに、効果的に連携できる内容とするよう努める。加えて、出没防止に向けた効果的な対策となるよう、交付対象メニューの放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備等の出没防止対策メニュー、クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成メニューも併せて活用する。

交付金事業を実施した場合は、実施計画の目標の達成度や効果、妥当性、特定計画又は広域的な保護・管理の方針における目標への寄与の程度等について評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で評価報告書を作成し、環境省へ提出するとともに公表する。そのためには、例えば軋轢軽減を図りたい地域周辺における捕獲数や捕獲位置の収集と併せて、その地域における出没・被害状況に関する情報の把握を行い、捕獲による軋轢軽減効果について検証するなど、複数の指標を用いて評価する必要がある（4（4）事業の評価参照）。